



山形県公報

平成24年3月30日(金)
第2330号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県立総合療育訓練センター管理規則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) ……413
- 山形県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(砂防・災害対策課) ……414

### 訓 令

- 山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) ……415
- 山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令……………( 同 ) ……同
- 山形県職員研修規程の一部を改正する訓令……………( 同 ) ……422

### 告 示

- 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更……………(財 政 課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………( 同 ) ……423
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所……………(保健薬務課) ……424
- 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師についての変更……………( 同 ) ……429
- 予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった旨の告示……………( 同 ) ……同
- 山形県産業科学館の開館時間及び休館日……………(工業振興課) ……430
- 山形県国民宿舎の利用料金……………(観光交流課) ……同
- 山形県県民の海・プールの開館時間及び休館日……………( 同 ) ……431
- 山形県県民の海・プールの利用料金……………( 同 ) ……同
- 山形県観光情報センターの開館時間……………( 同 ) ……434
- 山形県国際交流センターの開館時間及び休館日……………(経済交流課) ……同
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためコイの持出しを禁止する水域の範囲……………(生産技術課) ……同
- 基本測定の終了の通知……………(農村整備課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……435
- 山形県道整備交付金林道事業交付金交付規程の一部を改正する規程……………(森 林 課) ……同
- 山形県源流の森の利用日及び利用時間……………(置賜総合支庁森林整備課) ……437
- 山形県源流の森の利用料金……………( 同 ) ……同
- 悠創の丘の有料公園施設の使用時間及び休業日……………(村山総合支庁建設総務課) ……438
- 悠創の丘の利用料金……………( 同 ) ……同
- 健康の森公園の利用料金……………( 同 ) ……440
- 蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの利用料金……………( 同 ) ……同
- 弓張平公園内の有料公園施設の使用時間及び休業日……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……441
- 弓張平公園の利用料金……………( 同 ) ……同
- 県道の供用の開始……………(最上総合支庁建設総務課) ……446
- 同……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………( 同 ) ……同

○同 ( 同 ) …447

○県道の供用の開始 ( 同 ) … 同

○同 ( 同 ) … 同

○道路の区域の変更 (庄内総合支庁建設総務課) …448

○同 ( 同 ) … 同

○同 ( 同 ) … 同

○同 ( 同 ) …449

○同 ( 同 ) … 同

○県道の供用の開始 ( 同 ) …450

○同 ( 同 ) … 同

○同 ( 同 ) … 同

○公共測量の終了の通知 (用 地 課) … 同

○基本測量の終了の通知 ( 同 ) … 同

○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市計画課) …451

○指定港湾施設の利用時間等及び休業日等 (空港港湾課) … 同

○指定港湾施設の利用料金 ( 同 ) …452

○山形県海浜公園の利用料金 ( 同 ) …456

○歳入の収納の事務の委託 (建築住宅課) …457

○開発行為に関する工事の完了 (村山総合支庁建築課) … 同

議 会 関 係

訓 令

○山形県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 … 同

教育委員会関係

規 則

○山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 …458

訓 令

○山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令 … 同

監査委員関係

訓 令

○山形県監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 …464

人事委員会関係

規 則

○山形県人事委員会規則6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則 … 同

訓 令

○事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令 … 同

内水面漁場管理委員会関係

指 示

○コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限 …465

企 業 局 関 係

規 程

- 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程…………… 同
- 山形県企業局文書管理規程の一部を改正する規程…………… 同
- 山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程……………466

病 院 事 業 局 関 係

規 程

- 山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程……………472
- 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程…………… 同
- 山形県病院事業局職員研修規程の一部を改正する規程……………478

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………（商業・まちづくり振興課）… 同
- 監査結果の公表……………（監査委員）…479

正 誤

規 則

山形県立総合療育訓練センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第21号

山形県立総合療育訓練センター管理規則の一部を改正する規則

山形県立総合療育訓練センター管理規則（昭和57年7月県規則第46号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表を次のように改める。

| 部 門               | 定 員  |
|-------------------|------|
| 医療型障がい児入所施設部門     | 60 人 |
| 障がい者療養介護部門        |      |
| 医療型障がい児入所施設母子入園部門 | 10   |
| 福祉型児童発達支援センター部門   | 30   |
| 医療型児童発達支援センター部門   | 30   |
| 障がい者生活介護部門        | 5    |
| 障がい者施設入所支援部門      | 30   |
| 障がい者自立訓練（機能訓練）部門  | 29   |
| 障がい者自立訓練（生活訓練）部門  | 6    |

第3条第1号を削り、同条第2号中「肢体不自由児施設入所部門」を「医療型障がい児入所施設部門」に、「肢体不自由児で」を「肢体不自由児等で」に改め、同号を同条第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 障がい者療養介護部門

医療を要する障がい者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者をいう。以下同じ。）であつて常時介護を要するもののうち、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を必要とするもの

第3条第3号中「肢体不自由児施設母子入園部門」を「医療型障がい児入所施設母子入園部門」に、「肢体不自由児で」を「肢体不自由児等で」に改め、同条第7号中「障害者自立訓練（生活訓練）部門」を「障がい者自立訓練（生活訓練）部門」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「障害者自立訓練（機能訓練）部門」を「障がい者自立訓練（機能訓練）部門」に、「身体障害者」を「身体障がい者」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「障害者施設入所支援部門」を「障がい者施設入所支援部門」に、「身体障害者」を「身体障がい者」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「肢体不自由児施設通園療育部門」を「医療型児童発達支援センター部門」に、「肢体不自由児で」を「肢体不自由児等で」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 障がい者生活介護部門

常時介護を要する障がい者で、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を必要とするもの

第3条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 福祉型児童発達支援センター部門

強度の難聴幼児等で、通所によつて療育の効果が得られると認められるもの

第4条第1項中「肢体不自由児施設母子入園部門」を「医療型障がい児入所施設母子入園部門」に改め、同条第2項中「障害者自立訓練（機能訓練）部門」を「障がい者自立訓練（機能訓練）部門」に改め、同条第3項中「障害者自立訓練（生活訓練）部門」を「障がい者自立訓練（生活訓練）部門」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

山形県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第22号

山形県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する規則（平成16年10月県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第2条中「において」を「及び第28条第2項において」に改める。

別記様式第1号（表）中「及び第21条第1項」を「、第21条第1項及び第28条第1項」に改め、同様式（裏）中「3 略」を

「3 略

（緊急調査のための土地の立入り等）

第28条 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

に改め

2 第5条（第1項及び第4項を除く。）の規定は、前項の規定による立入り及び一時使用について準用する。この場合において、同条第8項から第10項までの規定中「都道府県」とあるのは、「都道府県又は国」と読み替えるものとする。

」

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令

### 山形県訓令第2号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

山形県職員日額旅費支給規程（昭和33年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「5,240円」を「5,110円」に改め、同号ロ中「6,180円」を「5,860円」に改め、同号ハ中「5,410円」を「5,540円」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

### 山形県訓令第3号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中第24号を第25号とし、第14号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 降格 一般職に属する常勤職員等の職務の級を、当該職員に対して現に適用されている給料表と同一の給料表の下位の職務の級に変更すること。

第10条第3項の表及び第5項中「人事通知書」を「人事発令通知書」に改め、同条第8項中「辞令書（別記様式第9号）を交付して行う」を「事務分担表により定める」に改める。

第11条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により職員を昇任させようとする場合において、当該職員を昇格させようとするとき（第13条の規定により昇格させようとする場合を除く。）は、前項の人事内申書にその旨を併記するものとする。

第11条第4項中「人事通知書」を「人事発令通知書」に改め、同条中第6項を第7項とし、同条第5項中「前条第1項、第2項、第5項、第8項及び第9項」を「前条第5項、第8項及び第9項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 内申権者又は所属長は、職員の昇任があつた場合は、前項の規定により送付された人事発令通知書に基づき、その昇任の発令内容について、口頭による伝達等適当な方法により当該職員に伝達するものとする。

第12条の見出しを「(昇格、降格)」に改め、同条第1項中「第13条」を「前条及び第13条」に改め、同条第4項中「昇格」を「昇格及び降格」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 人事課長は、職員の降格(分限処分による降任に伴うものを除く。以下この条において同じ。)があつた場合は、降格発令通知書(別記様式第12号の4)を内申権者に、降格発令通知書(別記様式第12号の5)及び降格発令書(別記様式第12号の6)を所属長に送付するものとし、所属長は、当該降格発令書を当該職員に交付するものとする。

第17条第2項を次のように改める。

2 人事課長は、前項の職員について職務の級及び号給を決定した場合は、給与発令通知書(別記様式第15号の3)を内申権者に、給与発令通知書(別記様式第15号の3の2)及び給与発令書(別記様式第15号の3の3)を所属長に送付するものとし、所属長は、当該給与発令書を当該職員に交付するものとする。

第18条第3項中「第10条第1項、第2項、第5項、第8項及び第9項並びに第11条第3項及び第4項」を「第10条第5項、第8項及び第9項、第11条第3項から第5項まで並びに前条第2項」に改める。

第19条第3項中「第10条第1項、第2項、第5項、第8項及び第9項並びに第11条第3項及び第4項」を「第10

条第5項、第8項及び第9項並びに第11条第3項から第5項まで」に改める。

第20条第2項中「、同条第1項、第2項及び第5項並びに第11条第4項の規定は、職員の出向の場合に」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、総務部長が認める場合は、辞令書の交付を省略することができる。

第20条に次の2項を加える。

3 第11条第5項及び第17条第2項の規定は、前項ただし書の場合に準用する。

4 第10条第5項並びに第11条第4項及び第5項の規定は、職員の出向の場合に準用する。

第22条の4第1項中「第9条第1項第1号イ、ロ、ホ及びチ」を「第9条第1項第1号イ、ニ及びト」に改め、同条第3項中「、再任用の任期の更新」を削り、同条に次の1項を加える。

4 第10条第5項、第8項及び第9項並びに第11条第4項及び第5項の規定は、再任用の任期の更新の場合に準用する。

第28条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、公務執行中の交通事故以外の交通事故の場合で、かつ、当該交通事故により生じた所属職員及び当該交通事故の相手方の損害が物的損害のみの場合は、総務部長への報告を要しないものとする。

別記様式第6号の注書第2項第1号の表第2項を次のように改める。

|      |            |                                                                    |                                  |
|------|------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 2 降任 | 本人の意に反する場合 | 地方公務員法第28条第1項第○号の規定により降任する<br>(職名)を命ずる<br>(給料表名)○級に決定する<br>○号給を給する | 降任に伴い級号給に変更を生じない場合は、級号給は記載しないこと。 |
|------|------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------|

別記様式第6号の注書第2項第1号の表中第3項から第5項までを削り、第6項を第3項とし、第7項を第4項とし、第8項を第5項とし、第9項を削り、第10項を第6項とし、第11項から第25項までを4項ずつ繰り上げ、第26項を削り、同表に次の1項を加える。

|        |         |                    |                                                                                                |  |
|--------|---------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 22 再任用 | 再任用する場合 | 常勤職員               | 山形県職員に再任用する<br>任期は○年○月○日までとする<br>(職名)を命ずる<br>(給料表名)○級に決定する<br>給料月額○円を給する                       |  |
|        |         | 再任用短時間勤務職員         | 山形県職員に再任用する<br>任期は○年○月○日までとする<br>(職名)を命ずる<br>短時間勤務とする(週○時間○分勤務)<br>(給料表名)○級に決定する<br>給料月額○円を給する |  |
|        |         | 再任用の任期の満了により退職する場合 | 地方公務員法第○条第○項の規定による任期の満了により退職                                                                   |  |

別記様式第7号を次のように改める。  
様式第7号

|                                                                                                       |                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| (内申権者/所属長) 殿                                                                                          | 人 第 号<br>年 月 日 |
| 総 務 部 人 事 課 長<br><br>人 事 発 令 通 知 書<br><br>発令事項は別紙のとおりとなりますので通知します。<br>なお、該当職員には貴職から（辞令書を交付/通知）してください。 |                |

(別紙)

人 事 発 令 通 知 書

| 所属・職名 | 氏 名<br>(職員コード) | 発令年月日 | 発 令 事 項 |
|-------|----------------|-------|---------|
|       |                |       |         |
|       |                |       |         |
|       |                |       |         |

- (注) 1 「所属・職名」の欄には、発令する際の職員の所属及び職名を記載し、職員の採用の場合は記載しないこと。  
 2 「発令事項」の欄には、別記様式第6号の表に定めるところによるほか、次の表に定めるところにより記載すること。

| 区 分   | 記 載 事 項                              |
|-------|--------------------------------------|
| 1 昇任  | (職名) を命ずる                            |
| 2 降任  | 本人の意による場合<br>(職名) を命ずる               |
| 3 配置換 | (職名) を命ずる                            |
| 4 出向  | (出向先) へ出向を命ずる                        |
| 5 兼職  | 任命する場合<br>兼ねて(職名) を命ずる               |
|       | 兼職を解く場合<br>(職名) の兼職を解く               |
| 6 再任用 | 再任用の任期を○年○月○日まで更新する<br>再任用の任期を更新する場合 |

別記様式第9号を次のように改める。  
様式第9号 削除



別記様式第12号の3の次に次の3様式を加える。  
様式第12号の4

B・4・1  
人 第 号  
年 月 日

(内申権者) 殿

人 事 課 長 印

年 月 日付け降格発令通知書

年 月 日付け降格が別紙降格発令者リストのとおり発令されたので通知します。

(別紙)

年 月 日付け降格発令者リスト

|       |     |
|-------|-----|
| 所属コード | 所属名 |
|       |     |

発令年月日 年 月 日

| 職員コード | 氏 名 | 職 名 | 発令給料 |   |    | 摘 要 |
|-------|-----|-----|------|---|----|-----|
|       |     |     | 給料表  | 級 | 号給 |     |
|       |     |     |      |   |    |     |
|       |     |     |      |   |    |     |
|       |     |     |      |   |    |     |
|       |     |     |      |   |    |     |
|       |     |     |      |   |    |     |

様式第12号の5

B・4・1  
人 第 号  
年 月 日

(所属長) 殿

人 事 課 長 印

年 月 日付け降格発令通知書

年 月 日付け降格が別紙降格発令者リストのとおり発令されたので通知します。  
なお、該当職員に対しては貴職から降格発令書を交付してください。

(注)「降格発令者リスト」の様式は、別記様式第12号の4の別紙の様式による。



様式第12号の6

降 格 発 令 書

年 月 日

|     |  |
|-----|--|
| 所 属 |  |
|-----|--|

  

|       |  |     |  |
|-------|--|-----|--|
| 職員コード |  | 氏 名 |  |
|-------|--|-----|--|

職給料表 級に決定する  
号給を給する

発令年月日 年 月 日

山形県知事 氏 名 印

別記様式第15号の3を次のように改める。  
様式第15号の3

B・4・1  
人 第 号  
年 月 日

(内申権者) 殿

人 事 課 長 印

年 月 日付け給与発令通知書

年 月 日付け給与発令が別紙給与発令者リストのとおりなされたので通知します。

(別紙)

年 月 日付け給与発令者リスト

|       |     |
|-------|-----|
| 所属コード | 所属名 |
|       |     |

発令年月日 年 月 日

| 職員コード | 氏 名 | 職 名 | 発令給料 |   |    | 摘 要 |
|-------|-----|-----|------|---|----|-----|
|       |     |     | 給料表  | 級 | 号給 |     |
|       |     |     |      |   |    |     |
|       |     |     |      |   |    |     |
|       |     |     |      |   |    |     |
|       |     |     |      |   |    |     |
|       |     |     |      |   |    |     |

別記様式第15号の3の次に次の2様式を加える。  
様式第15号の3の2

|                                                                                                                                                    |                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| <p>(所属長) 殿</p> <p style="text-align: center;">年 月 日付け給与発令通知書</p> <p>年 月 日付け給与発令が別紙給与発令者リストのとおりなされたので通知します。<br/>なお、該当職員に対しては貴職から給与発令書を交付してください。</p> | <p>B・4・1<br/>人 第 号<br/>年 月 日</p> <p>人 事 課 長 印</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|

(注) 「給与発令者リスト」の様式は、別記様式第15号の3の別紙の様式による。

様式第15号の3の3

|             |        |       |
|-------------|--------|-------|
| 給 与 発 令 書   |        | 年 月 日 |
| 所 属         |        |       |
| 職員コード       |        | 氏 名   |
| 職給料表        | 級に決定する |       |
| 発令年月日       | 号給を給する |       |
|             | 年 月 日  |       |
| 山形県知事 氏 名 印 |        |       |

別記様式第21号の2を次のように改める。  
様式第21号の2

番 号  
年 月 日

総 務 部 長 殿

所属長 職 氏 名 印

| 交 通 事 故 （ 違 反 ） 報 告 書                  |     |                     |                                     |     |             |                 |             |                   |                           |  |
|----------------------------------------|-----|---------------------|-------------------------------------|-----|-------------|-----------------|-------------|-------------------|---------------------------|--|
| 事故発生日時                                 |     | 年 月 日 ( )<br>時 分 ころ |                                     |     | 事故発生<br>場 所 |                 | 天候          |                   |                           |  |
| 事故区分                                   |     | A                   | 公務・通勤・私用<br>(公務の場合) 公用車・自家用車        |     | B           | 人身・物損<br>・その他違反 |             | C                 | 加害・被害・自損<br>・その他違反・過失割合未詳 |  |
|                                        |     | 違反の内容               |                                     |     |             |                 |             |                   |                           |  |
| 事故当事者                                  | 県側  | 運転手又は<br>は当事者       | 職 名<br>(総合支庁に所属する職員の場合、課係から記載すること。) | 氏 名 | 住 所         | 年 齢             | 自動車<br>登録番号 | 備 考<br>(運転手との間柄等) |                           |  |
|                                        |     | 同乗者                 | (県職員以外の場合、<br>職業を記載すること。)           |     |             |                 |             |                   |                           |  |
|                                        | 相手側 | 運転手又は<br>は当事者       | 職業・勤務先<br>又は学校名・学年                  | 氏 名 | 住 所         | 年 齢             | 自動車<br>登録番号 | 備 考<br>(運転手との間柄等) |                           |  |
|                                        |     | 同乗者                 |                                     |     |             |                 |             |                   |                           |  |
| 損害状況                                   |     | 氏 名                 | 人身傷害の程度                             |     |             | 車・物件等の損害の程度     |             |                   |                           |  |
|                                        | 相手側 |                     |                                     |     |             |                 |             |                   |                           |  |
| 事 故 の 発 生 状 況<br>及 び 発 生 時 の 措 置       |     |                     |                                     |     |             |                 |             |                   |                           |  |
| 故意・過失の内容<br>及びその程度                     |     | 県 側                 |                                     |     |             |                 |             |                   |                           |  |
|                                        |     | 相手方                 |                                     |     |             |                 |             |                   |                           |  |
| 相 手 方 の 要 求<br>(事故区分C欄において「加害」の場合のみ記載) |     |                     |                                     |     |             |                 |             |                   |                           |  |
| 所 属 長 の 措 置                            |     |                     |                                     |     |             |                 |             |                   |                           |  |

- (注) 1 公務外の物損事故（「事故区分」A欄が「通勤」又は「私用」に該当し、かつ、B欄において「物損」に該当する事故）の場合は、総務部長への報告は不要であること。  
2 報告後に事故区分に変更があった場合、別に定めるところにより報告すること。  
3 事故処理が完了した場合、別に定めるところにより報告すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第28条に1項を加える改正規定及び別記様式第21号の2の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第28条及び別記様式第21号の2の規定は、平成24年4月1日以後に発生する事故について適用し、同日前に発生した事故については、なお従前の例による。

(山形県職員服務規程の一部改正)

- 3 山形県職員服務規程（昭和37年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。  
第22条第2項中「辞令書」を「発令」に改める。

山形県訓令第4号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員研修規程の一部を改正する訓令

山形県職員研修規程（平成元年4月県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第340号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更する。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第3条第2号中「相模原市」の下に「、熊本市」を加える。

第6条中「委員9人」を「委員10人」に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）第8条第1項の規定により平成25年3月31日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第8条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。

山形県告示第341号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| ナースケア山形           | 山形市双葉町二丁目4番35号      | 平成23.12.22 |

|               |                 |            |
|---------------|-----------------|------------|
| 美畑町耳鼻咽喉科クリニック | 山形市美畑町12番12号    | 平成24. 2. 8 |
| しょうない眼科       | 酒田市大宮町一丁目4番17号  | 同 3. 1     |
| カメイ調剤薬局 馬見ヶ崎店 | 山形市馬見ヶ崎四丁目3番40号 | 同          |
| さくら薬局 山形馬見ヶ崎店 | 山形市馬見ヶ崎四丁目1番19号 | 同          |
| 日本調剤 山形北薬局    | 山形市馬見ヶ崎四丁目1番12号 | 同          |

## 山形県告示第342号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称        | 指定医療機関の所在地    | 廃止年月日        |
|------------------|---------------|--------------|
| 有限会社たちばな薬局 新井田町店 | 酒田市新井田町12番13号 | 平成23. 11. 30 |
| 国井歯科医院           | 山形市白山三丁目4番8号  | 同 12. 31     |
| 医療法人 笠島耳鼻咽喉科医院   | 山形市美畑町12番28号  | 平成24. 2. 1   |

## 山形県告示第343号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|----------------|--------------------------------|---------|-------------|
| 医療法人 土田医院      | 医療法人土田医院介護支援センター<br>新庄市桧町18番地2 | 居宅介護支援  | 平成24. 3. 31 |

## 山形県告示第344号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地  | 事業所の名称及び所在地                               | 障害福祉サービスの<br>種類 | 指定年月日       |
|-----------------------------------|-------------------------------------------|-----------------|-------------|
| 株式会社 託人会<br>東田川郡庄内町松陽三丁目1番<br>地の4 | 福祉施設ドレミファひがしデイサー<br>ビス<br>東田川郡庄内町南野字西野8番1 | 児童デイサービス        | 平成24. 3. 15 |

## 山形県告示第345号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条及び第6条の規定による予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所は、次のとおりである。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 医 師 氏 名   | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |               |
|-----------|-------------------------|---------------|
|           | 医 療 機 関 名               | 所 在 地         |
| 清 水 洋     | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 新 井 法 子   | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 遠 藤 祐 子   | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 大 島 真 悟   | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 小 野 洋 也   | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 片 桐 祐 司   | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 菊 地 晃 一   | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 菊 地 順 裕   | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 工 藤 俊     | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 熊 谷 裕 昭   | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 後 藤 佐 和 子 | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 後 藤 正 幸   | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 齋 藤 彰 治   | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 齋 藤 吉 彦   | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 渋 間 啓     | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 高 崎 聡     | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |

|       |          |               |
|-------|----------|---------------|
| 高橋可菜子 | 山形県立中央病院 | 山形市大字青柳1800番地 |
| 高橋秀一郎 | 山形県立中央病院 | 山形市大字青柳1800番地 |
| 田邊智子  | 山形県立中央病院 | 山形市大字青柳1800番地 |
| 津久井秀則 | 山形県立中央病院 | 山形市大字青柳1800番地 |
| 中島小百合 | 山形県立中央病院 | 山形市大字青柳1800番地 |
| 永沢光   | 山形県立中央病院 | 山形市大字青柳1800番地 |
| 西村顕正  | 山形県立中央病院 | 山形市大字青柳1800番地 |
| 橋本直士  | 山形県立中央病院 | 山形市大字青柳1800番地 |
| 濱本宜興  | 山形県立中央病院 | 山形市大字青柳1800番地 |
| 根本信仁  | 山形県立中央病院 | 山形市大字青柳1800番地 |
| 松村宣寿  | 山形県立中央病院 | 山形市大字青柳1800番地 |
| 丸山真博  | 山形県立中央病院 | 山形市大字青柳1800番地 |
| 武藤明紀  | 山形県立中央病院 | 山形市大字青柳1800番地 |
| 山内毅   | 山形県立中央病院 | 山形市大字青柳1800番地 |
| 石垣大介  | 山形済生病院   | 山形市沖町79番1号    |
| 王玉来   | 山形済生病院   | 山形市沖町79番1号    |
| 川路博之  | 山形済生病院   | 山形市沖町79番1号    |
| 菊地善彰  | 山形済生病院   | 山形市沖町79番1号    |
| 小林夕里子 | 山形済生病院   | 山形市沖町79番1号    |
| 佐藤千紗  | 山形済生病院   | 山形市沖町79番1号    |
| 嶋村之秀  | 山形済生病院   | 山形市沖町79番1号    |
| 鈴木朱美  | 山形済生病院   | 山形市沖町79番1号    |
| 大地宏   | 山形済生病院   | 山形市沖町79番1号    |
| 玉木康信  | 山形済生病院   | 山形市沖町79番1号    |



|           |          |                 |
|-----------|----------|-----------------|
| 高 窪 野 恵   | 山形済生病院   | 山形市沖町79番1号      |
| 千 葉 克 司   | 山形済生病院   | 山形市沖町79番1号      |
| 富 樫 栄 太   | 山形済生病院   | 山形市沖町79番1号      |
| 林 真 司     | 山形済生病院   | 山形市沖町79番1号      |
| 盛 田 麻 美   | 山形済生病院   | 山形市沖町79番1号      |
| 南 幅 修     | 山形済生病院   | 山形市沖町79番1号      |
| 本 間 龍 介   | 山形済生病院   | 山形市沖町79番1号      |
| 山 口 宏     | 山形済生病院   | 山形市沖町79番1号      |
| 渡 邊 麻 莉   | 山形済生病院   | 山形市沖町79番1号      |
| 橋 本 功     | 東北中央病院   | 山形市和合町三丁目2番5号   |
| 田 島 拓 郎   | 小白川至誠堂病院 | 山形市東原町一丁目12番26号 |
| 菅 野 厚 博   | 矢吹病院     | 山形市本町一丁目6番17号   |
| 坪 野 吉 孝   | 山形さくら町病院 | 山形市桜町2番75号      |
| 村 山 直 樹   | 山形さくら町病院 | 山形市桜町2番75号      |
| 荒 井 亜 佐 美 | 山形厚生病院   | 山形市大字菅沢鬼越255番地  |
| 鈴 木 健 二   | 山形厚生病院   | 山形市大字菅沢鬼越255番地  |
| 富 樫 素 子   | 山形厚生病院   | 山形市大字菅沢鬼越255番地  |
| 禰 津 俊 介   | 山形厚生病院   | 山形市大字菅沢鬼越255番地  |
| 福 井 忠 久   | 山形厚生病院   | 山形市大字菅沢鬼越255番地  |
| 篠 田 敏 男   | 加賀山医院    | 山形市南一番町5番26号    |
| 加 藤 修 一   | 南館クリニック  | 山形市南館四丁目1番45号   |
| 武 井 寛     | 南館クリニック  | 山形市南館四丁目1番45号   |
| 原 田 順 二   | 南館クリニック  | 山形市南館四丁目1番45号   |
| 原 田 裕 子   | 南館クリニック  | 山形市南館四丁目1番45号   |

|       |          |               |
|-------|----------|---------------|
| 中村雅将  | 矢吹嶋クリニック | 山形市嶋北四丁目5番5号  |
| 小川俊一  | 山形県職員診療所 | 山形市松波二丁目8番1号  |
| 鈴木文久  | 秋野病院     | 天童市大字久野本362-1 |
| 佐々木哲也 | 秋野病院     | 天童市大字久野本362-1 |
| 西脇勇人  | 秋野病院     | 天童市大字久野本362-1 |
| 古関俊作  | 秋野病院     | 天童市大字久野本362-1 |
| 東谷慶昭  | 秋野病院     | 天童市大字久野本362-1 |
| 榎戸正則  | 秋野病院     | 天童市大字久野本362-1 |
| 埜     | 秋野病院     | 天童市大字久野本362-1 |
| 宮津清   | 天童温泉篠田病院 | 天童市鎌田一丁目7-1   |
| 會田康子  | 天童温泉篠田病院 | 天童市鎌田一丁目7-1   |
| 大場栄一  | 天童温泉篠田病院 | 天童市鎌田一丁目7-1   |
| 石井里佳  | 天童温泉篠田病院 | 天童市鎌田一丁目7-1   |
| 土居勝彦  | 天童温泉篠田病院 | 天童市鎌田一丁目7-1   |
| 村成行   | 吉岡病院     | 天童市東本町三丁目5-21 |
| 原田幹生  | 吉岡病院     | 天童市東本町三丁目5-21 |
| 田中賢   | 吉岡病院     | 天童市東本町三丁目5-21 |
| 須藤明   | 吉岡病院     | 天童市東本町三丁目5-21 |
| 佐藤慎哉  | 吉岡病院     | 天童市東本町三丁目5-21 |
| 長谷川寛真 | 吉岡病院     | 天童市東本町三丁目5-21 |
| 本田晋太郎 | 吉岡病院     | 天童市東本町三丁目5-21 |
| 高木理彰  | 吉岡病院     | 天童市東本町三丁目5-21 |
| 佐々木幹  | 吉岡病院     | 天童市東本町三丁目5-21 |
| 中島凱夫  | 天童市民病院   | 天童市駅西五丁目2番1号  |

|        |            |                |
|--------|------------|----------------|
| 仁科武人   | 天童市民病院     | 天童市駅西五丁目2番1号   |
| 諏佐真治   | 天童市民病院     | 天童市駅西五丁目2番1号   |
| 伊関千書   | 天童市民病院     | 天童市駅西五丁目2番1号   |
| 大道寺飛雄馬 | 天童市民病院     | 天童市駅西五丁目2番1号   |
| 成松宏人   | 天童市民病院     | 天童市駅西五丁目2番1号   |
| 丹治治子   | 天童市民病院     | 天童市駅西五丁目2番1号   |
| 塩野洋介   | 天童市民病院     | 天童市駅西五丁目2番1号   |
| 門間文子   | 天童市民病院     | 天童市駅西五丁目2番1号   |
| 水谷雅臣   | 天童市民病院     | 天童市駅西五丁目2番1号   |
| 伊藤篤    | 天童市民病院     | 天童市駅西五丁目2番1号   |
| 鈴木民夫   | 天童市民病院     | 天童市駅西五丁目2番1号   |
| 磯部秀樹   | 天童市民病院     | 天童市駅西五丁目2番1号   |
| 鈴木郁子   | 天童市民病院     | 天童市駅西五丁目2番1号   |
| 松田暁子   | 天童市民病院     | 天童市駅西五丁目2番1号   |
| 高橋信也   | 天童市民病院     | 天童市駅西五丁目2番1号   |
| 須藤陽介   | 天童市民病院     | 天童市駅西五丁目2番1号   |
| 吉田悠紀   | 天童市民病院     | 天童市駅西五丁目2番1号   |
| 石川孝志   | 公立高畠病院     | 高畠町大字高畠386番地   |
| 柄澤哲    | 医療法人社団柄沢医院 | 川西町大字中小松2215-1 |
| 阿部寛政   | 満天クリニック    | 鶴岡市のぞみ町5番17号   |
| 阿部徹    | 温海クリニック    | 鶴岡市温海字温海28-3   |
| 星名潤    | 鶴岡市立荘内病院   | 鶴岡市泉町4-20      |

**山形県告示第346号**

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により予防接種を行う医師について、次のとおり予防接種を行う主たる場所の変更があった。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 医 師 氏 名   | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所  |                                                      | 変 更 年 月 日    |
|-----------|--------------------------|------------------------------------------------------|--------------|
|           | 変 更 前                    | 変 更 後                                                |              |
| 坂 井 庸 祐   | 日本海総合病院<br>酒田市あきほ町30     | さかい往診クリニック<br>酒田市みずほ二丁目20-7                          | 平成23. 8. 26  |
| 池 田 こ ず え | 済生病院<br>山形市沖町79番1号       | 篠田総合病院<br>山形市桜町2番68号                                 | 平成23. 12. 28 |
| 佐 藤 明     | 篠田総合病院<br>山形市桜町2番68号     | 至誠堂総合病院<br>山形市桜町7番44号                                | 同            |
| 土 田 浩 之   | 蘇医院<br>山形市成沢西四丁目11番32号   | 南館クリニック<br>山形市南館四丁目1番45号                             | 同            |
| 千 葉 昌 和   | 山形厚生病院<br>山形市大字菅沢鬼越255番地 | 山形厚生病院<br>山形市大字菅沢鬼越255番地<br>ちば往診クリニック<br>山形市小姓町7番15号 | 同            |

**山形県告示第347号**

次の医師は、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定による予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 医 師 氏 名   | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |               |
|-----------|-------------------------|---------------|
|           | 医 療 機 関 名               | 所 在 地         |
| 片 山 沙 乙 莉 | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 菊 地 惇     | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 荒 井 志 津 葉 | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 千 葉 眞 人   | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 沼 田 綾     | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 原 田 麻 由 美 | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 山 室 拓     | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |
| 湯 田 淳 一 朗 | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地 |

|         |            |                |
|---------|------------|----------------|
| 鈴木 慎 二  | 山形市立病院 済生館 | 山形市七日町一丁目3番26号 |
| 齋藤 秀 樹  | 東北中央病院     | 山形市和合町三丁目2番5号  |
| 宇賀神 智   | 東北中央病院     | 山形市和合町三丁目2番5号  |
| 岩下 義 明  | 東北中央病院     | 山形市和合町三丁目2番5号  |
| 尾形 和 毅  | 山形厚生病院     | 山形市大字菅沢鬼越255番地 |
| 大道寺 飛雄馬 | 山形厚生病院     | 山形市大字菅沢鬼越255番地 |

**山形県告示第348号**

山形県産業科学館条例（平成12年10月県条例第72号）第6条第2項の規定により、山形県産業科学館の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 開館時間

午前10時から午後6時まで

## 2 休館日

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

## 3 適用期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

**山形県告示第349号**

山形県国民宿舎条例（昭和39年10月県条例第76号）第7条第2項の規定により、山形県国民宿舎竜山荘の利用料金を次のとおり承認した。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

| 区 分 |                       | 利 用 料 金 |        |
|-----|-----------------------|---------|--------|
| 宿泊  | 一般                    | 1人1泊につき | 3,560円 |
|     | 小学生                   | 1人1泊につき | 2,900円 |
|     | 幼児（独立して寝具を使用する場合に限る。） | 1人1泊につき | 1,440円 |
| 休憩  | 一般                    | 1人1回につき | 1,120円 |
|     | 小学生                   | 1人1回につき | 560円   |

|    |               |       |        |
|----|---------------|-------|--------|
| 会議 | 30畳を超える室      | 1室につき | 6,930円 |
|    | 20畳を超え30畳以下の室 | 1室につき | 4,840円 |
|    | 10畳を超え20畳以下の室 | 1室につき | 2,750円 |
|    | 10畳以下の室       | 1室につき | 1,370円 |

備考 この表において「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学の始期に達しないものをいう。

2 適用期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

山形県告示第350号

山形県民の海・プール条例（平成12年3月県条例第26号）第5条第2項の規定により、山形県民の海・プールの開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 開館時間

午前9時から午後9時までとする。ただし、平成24年11月1日から平成25年3月31日までの期間における土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日にあつては、午前11時から午後9時までとする。

2 休館日

設けない。ただし、プールの施設及び設備の維持管理のため必要があるときは、あらかじめ知事の承認を受けて臨時に休館する。

3 適用期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

山形県告示第351号

山形県民の海・プール条例（平成12年3月県条例第26号）第7条第2項の規定により、山形県民の海・プールの利用料金を次のとおり承認した。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

| 区 分 |               | 利 用 料 金         |                          |
|-----|---------------|-----------------|--------------------------|
| 一 般 | 回数券による利用の場合   | 1人11回につき        | 5,400円                   |
|     |               | 1人22回につき        | 9,800円                   |
| 個 人 | パスポートによる利用の場合 | 1人1年につき         | 28,000円                  |
|     | 繁忙期の利用の場合     | 1人1回につき         | 1月1日から2月28日までの期間<br>440円 |
|     |               |                 | 上記以外の期間<br>600円          |
|     | 繁忙期以外の場合      | 1人1回につき         | 1月1日から2月28日までの期間<br>440円 |
|     |               | 上記以外の期間<br>540円 |                          |

|                   |                   |             |                  |                  |         |
|-------------------|-------------------|-------------|------------------|------------------|---------|
|                   | 高齢者の利用の場合         | 1人1回につき     | 1月1日から2月28日までの期間 | 400円             |         |
|                   |                   |             | 上記以外の期間          | 490円             |         |
|                   | 障がい者等の利用の場合       | 1人1回につき     | 1月1日から2月28日までの期間 | 400円             |         |
|                   |                   |             | 上記以外の期間          | 490円             |         |
|                   | トレーニングルームのみの利用の場合 |             | 1人1回につき          |                  | 400円    |
|                   | 高校生               | 回数券による利用の場合 |                  | 1人11回につき         |         |
| 1人22回につき          |                   |             |                  | 5,800円           |         |
| パスポートによる利用の場合     |                   | 1人1年につき     |                  | 17,000円          |         |
| 繁忙期の利用の場合         |                   | 1人1回につき     | 1月1日から2月28日までの期間 | 260円             |         |
|                   |                   |             | 上記以外の期間          | 400円             |         |
| 繁忙期以外の場合          |                   | 1人1回につき     | 1月1日から2月28日までの期間 | 260円             |         |
|                   |                   |             | 上記以外の期間          | 320円             |         |
| 障がい者等の利用の場合       |                   | 1人1回につき     | 1月1日から2月28日までの期間 | 240円             |         |
|                   |                   |             | 上記以外の期間          | 290円             |         |
| トレーニングルームのみの利用の場合 |                   | 1人1回につき     |                  | 240円             |         |
| 児童等               | 回数券による利用の場合       |             | 1人11回につき         |                  | 2,700円  |
|                   |                   |             | 1人22回につき         |                  | 5,000円  |
|                   | パスポート利用の場合        |             | 1人1年につき          |                  | 14,000円 |
|                   | 繁忙期の利用の場合         |             | 1人1回につき          | 1月1日から2月28日までの期間 | 220円    |
|                   |                   |             |                  | 上記以外の期間          | 300円    |
|                   | 繁忙期以外の場合          |             | 1人1回につき          | 1月1日から2月28日までの期間 | 220円    |
|                   |                   |             |                  | 上記以外の期間          | 270円    |
|                   | 障がい者等の利用の場合       |             | 1人1回につき          | 1月1日から2月28日までの期間 | 200円    |
|                   |                   |             |                  | 上記以外の期間          | 250円    |



|        |             |                   |         |      |
|--------|-------------|-------------------|---------|------|
|        |             | トレーニングルームのみの利用の場合 | 1人1回につき | 200円 |
| 団<br>体 | 一 般         | 繁忙期の利用の場合         | 1人1回につき | 480円 |
|        |             | 繁忙期以外の場合          | 1人1回につき | 440円 |
|        |             | 高齢者の利用の場合         | 1人1回につき | 400円 |
|        |             | 障がい者等の利用の場合       | 1人1回につき | 400円 |
|        |             | トレーニングルームのみの利用の場合 | 1人1回につき | 360円 |
|        | 高 校 生       | 繁忙期の利用の場合         | 1人1回につき | 320円 |
|        |             | 繁忙期以外の場合          | 1人1回につき | 260円 |
|        |             | 障がい者等の利用の場合       | 1人1回につき | 240円 |
|        |             | トレーニングルームのみの利用の場合 | 1人1回につき | 220円 |
|        | 児 童 等       | 繁忙期の利用の場合         | 1人1回につき | 240円 |
|        |             | 繁忙期以外の場合          | 1人1回につき | 220円 |
|        |             | 障がい者等の利用の場合       | 1人1回につき | 200円 |
|        |             | トレーニングルームのみの利用の場合 | 1人1回につき | 180円 |
| 親 子    | 回数券による利用の場合 | 1組11回につき          | 6,700円  |      |
|        | 繁忙期以外の場合    | 1組1回につき           | 730円    |      |

## 備考

- 1 この表において「団体」とは、20人以上をいう。
- 2 この表において「高校生」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 3 この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 4 この表において「親子」とは、一般と児童等の各1名ずつの1組をいう。
- 5 この表において「繁忙期」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに7月20日から8月20日までの日をいう。
- 6 この表において「高齢者」とは、利用日における年齢が満65歳以上の者をいう。
- 7 この表において「障がい者等」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳（知的障害者の福祉の充実に図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者をいう。

## 2 適用期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

#### 山形県告示第352号

山形県観光情報センター条例（平成12年10月県条例第73号）第3条第2項の規定により、山形県観光情報センターの開館時間を次のとおり承認した。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 開館時間  
午前10時から午後6時まで
- 2 適用期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

#### 山形県告示第353号

山形県国際交流センター条例（平成12年10月県条例第67号）第3条第2項の規定により、山形県国際交流センターの開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 開館時間  
午前9時30分から午後6時まで
- 2 休館日
  - (1) 月曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 3 適用期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

#### 山形県告示第354号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限（平成24年3月県内水面漁場管理委員会指示第1号）1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 次に掲げる水域を除く天童豊栄床固めから上流の最上川並びにその支流及び小支流
  - (1) 水窪ダムから上流の刈安川、前ヶ沢川及び矢沢川並びにそれらの支流及び小支流
  - (2) 東置賜郡川西町小松地内の蓬田頭首工から上流の犬川並びにその支流及び小支流
- 2 米沢市内の松が岬公園の堀
- 3 鍛冶川及び鍛冶川との合流点から下流の地蔵川
- 4 横堀排水路、沼尻排水路及び白竜湖
- 5 東根市内の大木沢沼、堂ノ前沼、龍興寺沼及び光専寺沼
- 6 東根市内の大木沢沼から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- 7 最上川との合流点から蟬田川との合流点までの大旦川及び大沢川
- 8 村山東根土地改良区の第一号幹線排水路、第二号幹線排水路及び第三号幹線排水路
- 9 東根市長瀨地内の二の堀
- 10 新井田川、その支流及び小支流並びに豊川
- 11 鶴岡市熊出地内の赤川頭首工から下流の赤川並びにその支流及び小支流

#### 山形県告示第355号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
南陽市
- 2 基本測量を実施した期間  
平成23年8月5日から平成24年3月9日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

**山形県告示第356号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、因幡堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所           |
|----------|---------|---------------|
| 理 事      | 成 田 道 哉 | 鶴岡市豊栄字宅地23番地2 |

**山形県告示第357号**

山形県道整備交付金林道事業交付金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県道整備交付金林道事業交付金交付規程の一部を改正する規程**

山形県道整備交付金林道事業交付金交付規程（平成18年6月県告示第648号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「第5条第6項」を「第5条第9項」に改める。

| 軽 微 な 変 更                                       |                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 経費の配分の変更                                        | 事 業 内 容 の 変 更                                                                                                              |
| (1) 事務費から工事費への流用<br>(2) 工事費のうち、工事雑費から工事雑費以外への流用 | (1) 第4条第2項の規定による事業の進捗率の変更があったことに伴う事業内容の変更<br>(2) 第5条第1項の規定による交付金の他の施設の整備への充当があったことに伴う事業内容の変更<br>(3) 施工延長の著しい増減を生じない事業内容の変更 |
| (1) 事務費から工事費への流用<br>(2) 工事費のうち、工事雑費から工事雑費以外への流用 | (1) 第4条第2項の規定による事業の進捗率の変更があったことに伴う事業内容の変更<br>(2) 第5条第1項の規定による交付金の他の施設の整備への充当があったことに伴う事業内容の変更<br>(3) 施工延長の著しい増減を生じない事業内容の変更 |

別表中

を

|                                                 |                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 事務費から工事費への流用<br>(2) 工事費のうち、工事雑費から工事雑費以外への流用 | (1) 第4条第2項の規定による事業の進捗率の変更があったことに伴う事業内容の変更<br>(2) 第5条第1項の規定による交付金の他の施設の整備への充当があったことに伴う事業内容の変更<br>(3) 施工延長の著しい増減を生じない事業内容の変更 |
| (1) 事務費から工事費への流用<br>(2) 工事費のうち、工事雑費から工事雑費以外への流用 | (1) 第4条第2項の規定による事業の進捗率の変更があったことに伴う事業内容の変更<br>(2) 第5条第1項の規定による交付金の他の施設の整備への充当があったことに伴う事業内容の変更<br>(3) 施工延長の著しい増減を生じない事業内容の変更 |

軽微な変更

|                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 第4条第2項の規定による事業の進捗率の変更があったことに伴う事業内容の変更<br>(2) 第5条第1項の規定による交付金の他の施設の整備への充当があったことに伴う事業内容の変更<br>(3) 施工延長の著しい増減を生じない事業内容の変更 |
| (1) 第4条第2項の規定による事業の進捗率の変更があったことに伴う事業内容の変更<br>(2) 第5条第1項の規定による交付金の他の施設の整備への充当があったことに伴う事業内容の変更<br>(3) 施工延長の著しい増減を生じない事業内容の変更 |
| (1) 第4条第2項の規定による事業の進捗率の変更があったことに伴う事業内容の変更<br>(2) 第5条第1項の規定による交付金の他の施設の整備への充当があったことに伴う事業内容の変更<br>(3) 施工延長の著しい増減を生じない事業内容の変更 |
| (1) 第4条第2項の規定による事業の進捗率の変更があったことに伴う事業内容の変更<br>(2) 第5条第1項の規定による交付金の他の施設の整備への充当があったことに伴う事業内容の変更<br>(3) 施工延長の著しい増減を生じない事業内容の変更 |

に改める。

別記様式第2号中

|      |  |  |  |  |  |
|------|--|--|--|--|--|
| 工事雑費 |  |  |  |  |  |
| 工事費計 |  |  |  |  |  |
| 事務雑費 |  |  |  |  |  |
| 計    |  |  |  |  |  |

を

|   |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|
| 計 |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|

に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**山形県告示第358号**

山形県源流の森条例（平成9年7月県条例第54号）第4条第2項の規定により、山形県源流の森の利用日及び利用時間を次のとおり承認した。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用日及び利用時間

| 施 設 名                                       | 利 用 日                                                                                                       | 利 用 時 間         |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 源流の森センター<br>丸太とロープの冒険コース<br>アトリエ<br>源流の森ロッジ | 4月29日から5月6日までの日                                                                                             | 午前9時から午後4時30分まで |
|                                             | 5月7日から6月30日までの日<br>（月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。） | 午前9時から午後4時30分まで |
|                                             | 7月1日から8月31日までの日                                                                                             | 午前9時から午後5時まで    |
|                                             | 9月1日から11月30日までの日<br>（月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）                                          | 午前9時から午後4時30分まで |

2 適用期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

**山形県告示第359号**

山形県源流の森条例（平成9年7月県条例第54号）第6条第2項の規定により、山形県源流の森の利用料金を次のとおり承認した。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

| 施設名          | 区分          | 利用料金   |            |
|--------------|-------------|--------|------------|
|              |             | 個人     | 団体         |
| 丸太とロープの冒険コース | 児童生徒が使用する場合 | 500円   | 1人につき 250円 |
|              | 上記以外の場合     | 1,000円 | 1人につき 500円 |
| アトリエ         | 児童生徒が使用する場合 | 100円   | 1人につき 50円  |
|              | 上記以外の場合     | 400円   | 1人につき 200円 |

備考 1 この表において「団体」とは、20人以上をいう。

2 この表において「児童生徒」とは、義務教育を受けている者又はこれに準ずる者をいう。

## 2 適用期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

## 山形県告示第360号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、悠創の丘の有料公園施設の  
使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 使用時間及び休業日

| 有料公園施設の名称 | 使用時間         | 休業日                                                                                                           |
|-----------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 展示研修施設    | 午前9時から午後5時まで | 1 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）<br>2 12月29日から翌年の1月3日までの日 |

## 2 適用期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

## 山形県告示第361号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、悠創の丘の利用料金を次のとおり承認した。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

| 区 分               | 単 位     | 利用料金 |
|-------------------|---------|------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為 | 1人1日につき | 700円 |

|                   |                                        |                  |         |
|-------------------|----------------------------------------|------------------|---------|
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為 |                                        | 1平方メートル1日につき     | 70円     |
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為 |                                        | 1人1日につき          | 700円    |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為 | 写真撮影                                   | 1人1日につき          | 700円    |
|                   | 映画撮影                                   | 1日につき            | 14,000円 |
| 条例第5条第1項第5号に掲げる行為 | 条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合 | 1広告物1平方メートル1日につき | 1,690円  |

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

| 施 設    | 区 分  | 利 用 料 金        |                  |                  |        |        |
|--------|------|----------------|------------------|------------------|--------|--------|
|        |      | 午前9時から<br>正午まで | 午後1時から<br>午後5時まで | 午前9時から<br>午後5時まで |        |        |
| 展示研修施設 | 展示室1 | 入場料金を領収しない場合   | 展示の目的で使用する場合     | 540円             | 720円   | 1,440円 |
|        |      |                | 上記以外の場合          | 1時間当たり 180円      |        |        |
|        |      | 入場料金を領収する場合    | 展示の目的で使用する場合     | 2,160円           | 2,880円 | 5,760円 |
|        |      |                | 上記以外の場合          | 1時間当たり 720円      |        |        |
|        | 展示室2 | 入場料金を領収しない場合   | 展示の目的で使用する場合     | 390円             | 520円   | 1,040円 |
|        |      |                | 上記以外の場合          | 1時間当たり 130円      |        |        |
|        |      | 入場料金を領収する場合    | 展示の目的で使用する場合     | 1,560円           | 2,080円 | 4,160円 |
|        |      |                | 上記以外の場合          | 1時間当たり 520円      |        |        |
| 研修室    |      | 1時間当たり 400円    |                  |                  |        |        |

備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで



## 山形県告示第362号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、健康の森公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

| 区 分               |      | 単 位          | 利用料金    |
|-------------------|------|--------------|---------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為 |      | 1人1日につき      | 700円    |
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為 |      | 1平方メートル1日につき | 70円     |
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為 |      | 1人1日につき      | 700円    |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為 | 写真撮影 | 1人1日につき      | 700円    |
|                   | 映画撮影 | 1日につき        | 14,000円 |

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

## 2 適用期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

## 山形県告示第363号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの利用料金を次のとおり承認した。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

| 区 分               |                                            | 単 位          | 利用料金   |
|-------------------|--------------------------------------------|--------------|--------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為 |                                            | 1人1日につき      | 700円   |
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為 | 都市公園の建屋内の面積が45平方メートルに区切られた部分の全部を独占して使用する場合 | 1時間につき       | 310円   |
|                   |                                            | 1日につき        | 3,100円 |
|                   | 都市公園の建屋内の面積が49平方メートルに区切られた部分の全部を独占して使用する場合 | 1時間につき       | 340円   |
| 1日につき             |                                            | 3,400円       |        |
| 上記以外の場合           |                                            | 1平方メートル1日につき | 70円    |
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為 |                                            | 1人1日につき      | 700円   |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為 | 写真撮影                                       | 1人1日につき      | 700円   |

|  |      |       |         |
|--|------|-------|---------|
|  | 映画撮影 | 1日につき | 14,000円 |
|--|------|-------|---------|

- 備考 1 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。  
 2 都市公園の建屋内の区切られた部分の使用時間は、午前8時から午後6時までとする。  
 3 都市公園の建屋内の区切られた部分で条例第5条第1項第1号、第3号又は第4号に掲げる行為をする場合にあつては、それぞれの行為をする場合の利用料金とする。
- 2 適用期間  
 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

**山形県告示第364号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、弓張平公園の有料公園施設の  
 使用時間及び休業日を次のとおり承認した。  
 平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 使用時間及び休業日

| 有料公園施設の名称                                 | 使 用 時 間                                                 | 休 業 日                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| オートキャンプ場                                  | 宿泊を伴わない使用にあつては午前9時から午後5時まで、宿泊を伴う使用にあつては午後1時から翌日の午前11時まで | 11月1日から翌年の5月31日まで                                                                                                                                        |
| テニスコート<br>陸上競技場<br>野球場<br>運動広場<br>パターゴルフ場 | 午前9時から午後5時まで                                            | 11月1日から翌年の5月31日まで                                                                                                                                        |
| 体育館<br>屋根付広場                              |                                                         | 1 11月1日から翌年の5月31日まで<br>（4月29日から5月5日までを除く。）<br>の火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）<br>2 12月29日から翌年の1月3日まで |

- 2 適用期間  
 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

**山形県告示第365号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、弓張平公園の利用料金を次のとおり承認した。  
 平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

| 区 分               | 単 位     | 利用料金 |
|-------------------|---------|------|
| 条例第5条第1項第1号に掲げる行為 | 1人1日につき | 700円 |

|                   |                                        |                  |         |
|-------------------|----------------------------------------|------------------|---------|
| 条例第5条第1項第2号に掲げる行為 |                                        | 1平方メートル<br>1日につき | 70円     |
| 条例第5条第1項第3号に掲げる行為 |                                        | 1人1日につき          | 700円    |
| 条例第5条第1項第4号に掲げる行為 | 写真撮影                                   | 1人1日につき          | 700円    |
|                   | 映画撮影                                   | 1日につき            | 14,000円 |
| 条例第5条第1項第5号に掲げる行為 | 条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合 | 1広告物1平方メートル1日につき | 1,690円  |

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ 主要施設の利用料金

| 有料公園施設の名称 | 区 分            |                                    |           | 利 用 料 金  |          |        |
|-----------|----------------|------------------------------------|-----------|----------|----------|--------|
| オートキャンプ場  | 入場             | 児童生徒等                              | 閑散期平日     | 1人1回当たり  | 125円     |        |
|           |                |                                    | 上記以外の日    | 1人1回当たり  | 250円     |        |
|           |                | 児童生徒等以外の者<br>(幼稚園の幼児及びこれに準ずる者を除く。) | 閑散期平日     | 1人1回当たり  | 250円     |        |
|           |                |                                    | 上記以外の日    | 1人1回当たり  | 500円     |        |
|           | テントサイトの使用      | 駐車を併設するものの使用                       | 宿泊を伴わない使用 |          | 1区画1回当たり | 2,000円 |
|           |                |                                    | 宿泊を伴う使用   | 1泊目及び2泊目 | 1区画1泊当たり | 4,000円 |
|           |                |                                    |           | 3泊目以後    | 1区画1泊当たり | 3,200円 |
|           |                | 駐車を併設しないものの使用                      | 宿泊を伴わない使用 |          | 1区画1回当たり | 1,500円 |
|           |                |                                    | 宿泊を伴う使用   | 1泊目及び2泊目 | 1区画1泊当たり | 3,000円 |
|           |                |                                    |           | 3泊目以後    | 1区画1泊当たり | 2,400円 |
| コテージの使用   | 宿泊を伴わない使用      |                                    |           | 1棟1回当たり  | 5,000円   |        |
|           | 宿泊を伴う使用        | 1泊目及び2泊目                           |           | 1棟1泊当たり  | 10,000円  |        |
|           |                | 3泊目以後                              |           | 1棟1泊当たり  | 8,000円   |        |
| テニスコート    | 児童生徒等のみが使用する場合 | 1日目及び2日目                           |           | 1面1時間当たり | 230円     |        |
|           |                | 3日目以後                              |           | 1面1時間当たり | 184円     |        |

|             |                      |                      |                    |          |          |        |      |
|-------------|----------------------|----------------------|--------------------|----------|----------|--------|------|
|             |                      | 上記以外の場合              |                    | 1日目及び2日目 | 1面1時間当たり | 460円   |      |
|             |                      |                      |                    | 3日目以後    | 1面1時間当たり | 368円   |      |
| 陸上競技場       | 全部を単<br>独で使用<br>する場合 | 児童生徒等のみが使用<br>する場合   |                    | 1日目及び2日目 | 1時間当たり   | 470円   |      |
|             |                      |                      |                    | 3日目以後    | 1時間当たり   | 376円   |      |
|             |                      | 上記以外の場合              |                    | 1日目及び2日目 | 1時間当たり   | 940円   |      |
|             |                      |                      |                    | 3日目以後    | 1時間当たり   | 752円   |      |
|             | 上記以外<br>の場合          | 児童生徒等が使用する場合         |                    |          | 1人1時間当たり | 50円    |      |
|             |                      | 上記以外の場合              |                    |          | 1人1時間当たり | 100円   |      |
| 野球場         | 児童生徒等のみが使用する場合       |                      |                    | 1日目及び2日目 | 1時間当たり   | 290円   |      |
|             |                      |                      |                    | 3日目以後    | 1時間当たり   | 232円   |      |
|             | 上記以外の場合              |                      |                    | 1日目及び2日目 | 1時間当たり   | 580円   |      |
|             |                      |                      |                    | 3日目以後    | 1時間当たり   | 464円   |      |
| 運動広場        | 児童生徒等のみが使用する場合       |                      |                    | 1日目及び2日目 | 1時間当たり   | 230円   |      |
|             |                      |                      |                    | 3日目以後    | 1時間当たり   | 184円   |      |
|             | 上記以外の場合              |                      |                    | 1日目及び2日目 | 1時間当たり   | 460円   |      |
|             |                      |                      |                    | 3日目以後    | 1時間当たり   | 368円   |      |
| パターゴルフ場     | 児童生徒等が使用する場合         |                      |                    | 1人1回当たり  | 250円     |        |      |
|             | 上記以外の場合              |                      |                    | 1人1回当たり  | 500円     |        |      |
| 体<br>育<br>館 | ア<br>リ<br>ー<br>ナ     | 全部を単<br>独で使用<br>する場合 | 児童生徒等のみが使用<br>する場合 |          | 1日目及び2日目 | 1時間当たり | 240円 |
|             |                      |                      |                    |          | 3日目以後    | 1時間当たり | 192円 |
|             |                      | 上記以外の場合              |                    | 1日目及び2日目 | 1時間当たり   | 480円   |      |
|             |                      |                      |                    | 3日目以後    | 1時間当たり   | 384円   |      |
|             | 半面を単<br>独で使用<br>する場合 | 児童生徒等のみが使用する場合       |                    |          | 1時間当たり   | 120円   |      |
|             |                      | 上記以外の場合              |                    |          | 1時間当たり   | 240円   |      |

|       |                      |                      |                    |          |        |      |
|-------|----------------------|----------------------|--------------------|----------|--------|------|
|       | 上記以外<br>の場合          | 児童生徒等が使用する場合         |                    | 1人1時間当たり | 30円    |      |
|       |                      | 上記以外の場合              |                    | 1人1時間当たり | 60円    |      |
|       | 軽運動室                 | 全部を単<br>独で使用<br>する場合 | 児童生徒等のみが使<br>用する場合 | 1日目及び2日目 | 1時間当たり | 240円 |
|       |                      |                      |                    | 3日目以後    | 1時間当たり | 192円 |
|       |                      | 上記以外の場合              | 上記以外の場合            | 1日目及び2日目 | 1時間当たり | 480円 |
|       |                      |                      |                    | 3日目以後    | 1時間当たり | 384円 |
|       | 上記以外<br>の場合          | 児童生徒等が使用する場合         |                    | 1人1時間当たり | 30円    |      |
|       |                      | 上記以外の場合              |                    | 1人1時間当たり | 60円    |      |
| 屋根付広場 | 全部を単<br>独で使用<br>する場合 | 児童生徒等のみが使<br>用する場合   | 1日目及び2日目           | 1時間当たり   | 240円   |      |
|       |                      |                      | 3日目以後              | 1時間当たり   | 192円   |      |
|       |                      | 上記以外の場合              | 上記以外の場合            | 1日目及び2日目 | 1時間当たり | 480円 |
|       |                      |                      |                    | 3日目以後    | 1時間当たり | 384円 |
|       | 上記以外<br>の場合          | 児童生徒等が使用する場合         |                    | 1人1時間当たり | 30円    |      |
|       |                      | 上記以外の場合              |                    | 1人1時間当たり | 60円    |      |

ロ 附属施設及び器具の利用料金

| 区 分      | 単 位    | 利 用 料 金       |
|----------|--------|---------------|
| オートキャンプ場 | 温水シャワー | 1回につき 100円    |
|          | 洗濯機    | 1回につき 100円    |
|          | 衣類乾燥機  | 1回につき 100円    |
|          | ガスコンロ  | 1回につき 10円     |
| 体育館      | 温水シャワー | 1回につき 100円    |
|          | 和会議室   | 1室1時間につき 380円 |
|          | 会議室1   | 1室1時間につき 240円 |
|          | 会議室2   | 1室1時間につき 120円 |

備考

- 1 この表において「閑散期平日」とは、6月、9月及び10月のうち土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く日をいう。
- 2 この表において「児童生徒等」とは、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

---

**山形県告示第366号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 新庄次年子村山線
- 2 供用開始の区間 最上郡舟形町富田字矢弓46番5から  
同 字富田975番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年3月30日

**山形県告示第367号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 砂子沢小又釜淵線
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字大沢字川舟沢向国有林71林班い3小班から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成24年3月30日

**山形県告示第368号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長     |
|----------------------------------------|------|-----------------------|---------|
| 東置賜郡川西町大字西大塚字葉師東2374番1から<br>同 2397番1まで | 旧    | 56.0メートル<br>}<br>20.0 | 291メートル |
| 同 上                                    | 新    | 67.0メートル<br>}<br>20.0 | 同 上     |

**山形県告示第369号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢南陽白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|-------------------------------|------|--------------------|------------|
| 南陽市西落合字西又110番1から<br>同 110番2まで | 旧    | 20.0メートル<br>} 13.0 | メートル<br>38 |
| 同 上                           | 新    | 20.0メートル<br>} 13.0 | 同 上        |

**山形県告示第370号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 米沢猪苗代線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|--------------------------------------|------|--------------------|-------------|
| 米沢市大字関字岩穴淵3922番1から<br>同 字戸立沢3923番1まで | 旧    | 15.0メートル<br>} 10.0 | メートル<br>120 |
| 同 上                                  | 新    | 25.0メートル<br>} 10.0 | 同 上         |

**山形県告示第371号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 米沢南陽白鷹線
- 2 供用開始の区間 南陽市西落合字西又110番1から  
同 110番2まで
- 3 供用開始の期日 平成24年3月30日

**山形県告示第372号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 米沢猪苗代線
- 2 供用開始の区間 米沢市大字関字岩穴淵3922番1から  
同 字戸立沢3923番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年3月30日



**山形県告示第373号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 円能寺砂越停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|------------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 酒田市檜橋字下川原507番1から<br>同 飛鳥字大林120番4まで | 旧    | 45.4メートル<br>}<br>9.6 | メートル<br>344 |
| 同 上                                | 新    | 45.4メートル<br>}<br>9.6 | 同 上         |

**山形県告示第374号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 酒田松山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|-----------------------------|------|----------------------|-------------|
| 酒田市飛鳥字大林119番1から<br>同 19番1まで | 旧    | 45.4メートル<br>}<br>9.6 | メートル<br>344 |
| 同 上                         | 新    | 45.4メートル<br>}<br>9.6 | 同 上         |

**山形県告示第375号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 板井川下山添線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|------------------------------------|------|--------------------|-------------|
| 鶴岡市上山添字神明前159番から<br>同 丸岡字鳥飼120番7まで | 旧    | 53.8メートル<br>} 7.2  | メートル<br>822 |
| 鶴岡市上山添字神明前288番から<br>同 丸岡字鳥飼119番4まで |      | 27.0メートル<br>} 13.0 | メートル<br>898 |
| 同 上                                | 新    | 27.0メートル<br>} 13.0 | 同 上         |

山形県告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 湯田川大山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|---------------------------------|------|--------------------|-------------|
| 鶴岡市白山字西木村101番3から<br>同 1番2まで     | 旧    | 18.4メートル<br>} 12.8 | メートル<br>306 |
| 鶴岡市白山字西木村200番1から<br>同 字西野188番まで |      | 40.0メートル<br>} 15.0 | メートル<br>742 |
| 同 上                             | 新    | 40.0メートル<br>} 15.0 | 同 上         |

山形県告示第377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 鶴岡村上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長           |
|-------------------------------------|------|--------------------|---------------|
| 鶴岡市西荒屋字宮の根162番2から<br>同 東岩本字北野326番まで | 旧    | 18.4メートル<br>} 12.8 | メートル<br>3,049 |
| 同 上                                 |      | 18.4メートル<br>} 12.8 | メートル<br>2,931 |
| 同 上                                 | 新    | 18.1メートル<br>} 12.8 | メートル<br>3,374 |

**山形県告示第378号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 円能寺砂越停車場線
- 2 供用開始の区間 酒田市榑橋字下川原507番1から  
同 飛鳥字大林120番4まで
- 3 供用開始の期日 平成24年3月30日

**山形県告示第379号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 酒田松山線
- 2 供用開始の区間 酒田市飛鳥字大林119番1から  
同 19番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年3月30日

**山形県告示第380号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月30日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 板井川下山添線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市上山添字神明前288番から  
同 丸岡字鳥飼119番4まで
- 3 供用開始の期日 平成24年3月30日

**山形県告示第381号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市大字松原地域から上市市金瓶地域
- 2 公共測量を実施した日  
平成23年2月21日から平成24年1月20日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（4級基準点測量）

**山形県告示第382号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
酒田市、新庄市、最上郡戸沢村、東田川郡庄内町、飽海郡遊佐町
- 2 基本測量を実施した期間  
平成23年11月1日から平成24年2月29日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（地震後の地殻変動検出のための水準測量）

**山形県告示第383号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 組合の名称  
上山市大石三千刈土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
上山市新丁72番地
- 3 設立認可の年月日  
昭和55年9月1日
- 4 変更の内容  
事業施行期間の延長
- 5 変更認可の年月日  
平成24年3月30日

**山形県告示第384号**

山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）第26条の2第2項の規定により、指定港湾施設の利用時間等及び休業日等を次のとおり承認した。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 利用時間等

| 区 分                                | 利用時間等                                                                                                 |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 酒田北港緑地展望台                          | 4月1日から10月31日まで及び3月1日から3月31日まで<br>午前10時から午後5時まで。ただし、夕日が見える日は、日の入りまで利用時間を延長する。                          |
|                                    | 11月1日から12月30日まで<br>午前9時から午後4時まで。ただし、夕日が見える日は、日の入りまで利用時間を延長する。                                         |
| 山形県酒田海洋センター                        | 午前10時から午後5時まで                                                                                         |
| 第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット | 4月1日から5月31日まで及び9月1日から9月30日までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）<br>午前7時から午後5時30分まで |
|                                    | 6月1日から8月31日までの日曜日、土曜日及び休日<br>午前6時から午後6時30分まで                                                          |
|                                    | 上記以外の日<br>午前8時30分から午後5時まで                                                                             |

|         |                    |                                                                    |
|---------|--------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 鼠ヶ関マリーナ | 4月1日から9月30日までの期間   | 午前8時から午後6時まで。ただし、船揚場は午前6時から午後6時まで、会議室は午前9時から午後5時まで、研修ホールは終日とする。    |
|         | 10月1日から10月31日までの期間 | 午前8時30分から午後5時まで。ただし、船揚場は午前6時から午後5時まで、会議室は午前9時から午後5時まで、研修ホールは終日とする。 |
|         | 上記以外               | 午前8時30分から午後5時まで。ただし、会議室は午前9時から午後5時まで、研修ホールは終日とする。                  |

2 休業日等

| 区 分                                | 休 業 日 等                                                                                                               |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 酒田北港緑地展望台                          | 1 月曜日（その日が休日であるときを除く。）<br>2 12月31日から翌年の2月末日までの日                                                                       |
| 山形県酒田海洋センター                        | 1 月曜日（その日が休日であるときを除く。）<br>2 1月1日及び12月31日                                                                              |
| 第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット | 12月30日から翌年の1月5日までの日                                                                                                   |
| 鼠ヶ関マリーナ                            | 1 研修ホール以外の施設にあつては、4月25日から5月7日まで及び7月20日から8月20日までの日を除く期間の火曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）<br>2 12月29日から1月3日までの日 |

3 適用期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

山形県告示第385号

山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）第26条の4第2項の規定により、指定港湾施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 第1酒田プレジャーボートスポット

| 港湾施設名            | 使 用 区 分        | 利 用 料 金                     | 備 考                                 |
|------------------|----------------|-----------------------------|-------------------------------------|
| 棧橋<br>物揚場<br>船揚場 | 1 使用期間が1月未満の場合 | 船舶の長さ1メートル<br>1日につき<br>130円 | 船舶の長さ又は使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 |
|                  | 2 使用期間が1月以上の場合 | 船舶の長さ1メートル<br>1月につき<br>632円 |                                     |
| 船舶保管施設           |                |                             |                                     |

## (2) 第2酒田プレジャーボートスポット

| 港湾施設名               | 使用区分           | 利用料金                        | 備考                                                  |
|---------------------|----------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------|
| 栈橋<br>物揚場<br>船舶保管施設 | 1 使用期間が1月未満の場合 | 船舶の長さ1メートル<br>1日につき<br>130円 | 船舶の長さ又は<br>使用期間の単位<br>に満たない場合<br>は、その単位ま<br>で引き上げる。 |
|                     | 2 使用期間が1月以上の場合 | 船舶の長さ1メートル<br>1月につき<br>632円 |                                                     |

## (3) 加茂港緑地

| 港湾施設名 | 使用区分 | 利用料金     | 備考              |                                            |
|-------|------|----------|-----------------|--------------------------------------------|
| 緑地    | 駐車場  | 自動二輪車    | 1日1回につき<br>400円 | 7月21日から8<br>月16日までの午<br>前8時30分から<br>午後5時まで |
|       |      | 上記以外の自動車 | 1日1回につき<br>800円 |                                            |

## (4) 鼠ヶ関マリーナ

| 港湾施設名                     | 使用区分                                                 | 利用料金                                                 | 備考                                                                                         |
|---------------------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 栈橋<br>浮栈橋<br>物揚場          | 1 ヨット                                                |                                                      | 県内に住所を有<br>する者が使用する<br>場合における<br>利用料金の額は、<br>当分の間、<br>所定の利用料金<br>の額の3分の2<br>に相当する額と<br>する。 |
|                           | (1) ディンギー型ヨット                                        | 6時間までごとに<br>310円                                     |                                                                                            |
|                           | (2) ディンギー型ヨット以外のヨット                                  |                                                      |                                                                                            |
|                           | イ 長さ5メートル未満のもの                                       | 6時間までごとに<br>630円                                     |                                                                                            |
|                           | ロ 長さ5メートル以上6メートル<br>未満のもの                            | 6時間までごとに<br>780円                                     |                                                                                            |
|                           | ハ 長さ6メートル以上7メートル<br>未満のもの                            | 6時間までごとに<br>890円                                     |                                                                                            |
|                           | ニ 長さ7メートル以上8メートル<br>未満のもの                            | 6時間までごとに<br>1,020円                                   |                                                                                            |
|                           | ホ 長さ8メートル以上のもの                                       | 6時間までごとに1,020円に長<br>さが7メートルを超える1メー<br>トルごとに310円を加えた額 |                                                                                            |
|                           | 2 モーターボート                                            |                                                      |                                                                                            |
|                           | (1) 和船型モーターボート                                       |                                                      |                                                                                            |
|                           | イ 長さ5メートル未満のもの                                       | 6時間までごとに<br>680円                                     |                                                                                            |
|                           | ロ 長さ5メートル以上6メートル<br>未満のもの                            | 6時間までごとに<br>830円                                     |                                                                                            |
|                           | ハ 長さ6メートル以上7メートル<br>未満のもの                            | 6時間までごとに<br>940円                                     |                                                                                            |
| ニ 長さ7メートル以上8メートル<br>未満のもの | 6時間までごとに<br>1,090円                                   |                                                      |                                                                                            |
| ホ 長さ8メートル以上のもの            | 6時間までごとに1,090円に長<br>さが7メートルを超える1メー<br>トルごとに370円を加えた額 |                                                      |                                                                                            |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                               |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>(2) 和船型モーターボート以外のモーターボート</p> <p>イ 長さ5メートル未満のもの</p> <p>ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの</p> <p>ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの</p> <p>ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの</p> <p>ホ 長さ8メートル以上のもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>6時間までごとに 830円</p> <p>6時間までごとに 1,000円</p> <p>6時間までごとに 1,180円</p> <p>6時間までごとに 1,350円</p> <p>6時間までごとに1,350円に長さが7メートルを超える1メートルごとに430円を加えた額</p>                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                               |
| 船舶保管施設 | <p>1 ヨット</p> <p>(1) ディンギー型ヨット</p> <p>イ 使用期間が1月未満の場合</p> <p>ロ 使用期間が1月以上の場合</p> <p>(2) ディンギー型ヨット以外のヨット</p> <p>イ 長さ5メートル未満のもの</p> <p>(イ) 使用期間が1月未満の場合</p> <p>(ロ) 使用期間が1月以上の場合</p> <p>ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの</p> <p>(イ) 使用期間が1月未満の場合</p> <p>(ロ) 使用期間が1月以上の場合</p> <p>ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの</p> <p>(イ) 使用期間が1月未満の場合</p> <p>(ロ) 使用期間が1月以上の場合</p> <p>ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの</p> <p>(イ) 使用期間が1月未満の場合</p> <p>(ロ) 使用期間が1月以上の場合</p> <p>ホ 長さ8メートル以上のもの</p> <p>(イ) 使用期間が1月未満の場合</p> <p>(ロ) 使用期間が1月以上の場合</p> <p>2 モーターボート</p> <p>(1) 和船型モーターボート</p> <p>イ 長さ5メートル未満のもの</p> <p>(イ) 使用期間が1月未満の場合</p> <p>(ロ) 使用期間が1月以上の場合</p> <p>ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの</p> <p>(イ) 使用期間が1月未満の場合</p> <p>(ロ) 使用期間が1月以上の場合</p> | <p>1日につき 1,250円</p> <p>1月につき 6,300円</p> <p>1日につき 2,360円</p> <p>1月につき 11,880円</p> <p>1日につき 2,840円</p> <p>1月につき 14,240円</p> <p>1日につき 3,320円</p> <p>1月につき 16,620円</p> <p>1日につき 3,790円</p> <p>1月につき 18,990円</p> <p>1日につき3,790円に長さが7メートルを超える1メートルごとに1,180円を加えた額</p> <p>1月につき18,990円に長さが7メートルを超える1メートルごとに5,930円を加えた額</p> <p>1日につき 2,360円</p> <p>1月につき 12,350円</p> <p>1日につき 3,080円</p> <p>1月につき 14,840円</p> | <p>(1) 県内に住所を有する者が使用する場合における利用料金の額は、当分の間、所定の利用料金の額の3分の2に相当する額とする。</p> <p>(2) 使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。</p> |

|                          |                  |                                              |         |
|--------------------------|------------------|----------------------------------------------|---------|
| ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの    |                  |                                              |         |
|                          | (イ) 使用期間が1月未満の場合 | 1日につき                                        | 3,550円  |
|                          | (ロ) 使用期間が1月以上の場合 | 1月につき                                        | 17,340円 |
| ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの    |                  |                                              |         |
|                          | (イ) 使用期間が1月未満の場合 | 1日につき                                        | 4,030円  |
|                          | (ロ) 使用期間が1月以上の場合 | 1月につき                                        | 19,830円 |
| ホ 長さ8メートル以上のもの           |                  |                                              |         |
|                          | (イ) 使用期間が1月未満の場合 | 1日につき4,030円に長さが7メートルを超える1メートルごとに1,300円を加えた額  |         |
|                          | (ロ) 使用期間が1月以上の場合 | 1月につき19,830円に長さが7メートルを超える1メートルごとに6,170円を加えた額 |         |
| (2) 和船型モーターボート以外のモーターボート |                  |                                              |         |
| イ 長さ5メートル未満のもの           |                  |                                              |         |
|                          | (イ) 使用期間が1月未満の場合 | 1日につき                                        | 2,990円  |
|                          | (ロ) 使用期間が1月以上の場合 | 1月につき                                        | 15,000円 |
| ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの    |                  |                                              |         |
|                          | (イ) 使用期間が1月未満の場合 | 1日につき                                        | 3,690円  |
|                          | (ロ) 使用期間が1月以上の場合 | 1月につき                                        | 18,010円 |
| ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの    |                  |                                              |         |
|                          | (イ) 使用期間が1月未満の場合 | 1日につき                                        | 4,270円  |
|                          | (ロ) 使用期間が1月以上の場合 | 1月につき                                        | 21,020円 |
| ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの    |                  |                                              |         |
|                          | (イ) 使用期間が1月未満の場合 | 1日につき                                        | 4,840円  |
|                          | (ロ) 使用期間が1月以上の場合 | 1月につき                                        | 24,010円 |
| ホ 長さ8メートル以上のもの           |                  |                                              |         |
|                          | (イ) 使用期間が1月未満の場合 | 1日につき4,840円に長さが7メートルを超える1メートルごとに1,490円を加えた額  |         |
|                          | (ロ) 使用期間が1月以上の場合 | 1月につき24,010円に長さが7メートルを超える1メートルごとに7,500円を加えた額 |         |
| 給水施設                     |                  | 1基30分までごとに                                   | 220円    |
| 給電施設                     |                  | 1基30分までごとに                                   | 330円    |
| けん引運搬車                   |                  | 1回につき                                        | 120円    |
| 駐車場                      | 1 原動機付自転車及び自動二輪車 | 1日につき                                        | 170円    |
|                          | 2 普通自動車及び小型特殊自動車 | 1日につき                                        | 340円    |
|                          | 3 大型自動車及び大型特殊自動車 | 1日につき                                        | 1,180円  |



|                |                |                |          |        |                                   |
|----------------|----------------|----------------|----------|--------|-----------------------------------|
| 船揚場            | ウインチ           | ヨット及びモーターボート   |          |        |                                   |
|                |                | 1 長さ5メートル未満のもの | 1回につき    | 590円   |                                   |
|                | 2 長さ5メートル以上のもの | 1回につき          | 890円     |        |                                   |
|                | 上下架クレーン        | ヨット及びモーターボート   |          |        |                                   |
| 1 長さ6メートル未満のもの |                | 1回につき          | 1,060円   |        |                                   |
|                | 2 長さ6メートル以上のもの | 1回につき          | 1,280円   |        |                                   |
| 港湾管理事務所        | 会議室            |                | 1時間までごとに | 350円   |                                   |
|                | 研修ホール          |                | 1時間までごとに | 1,100円 | 照明設備を使用する場合は、1時間までごとに1,100円を加算する。 |
|                | シャワー           |                | 1回につき    | 220円   |                                   |

(注) この表において「ディングー型ヨット」とは、センターボードの上げ下ろしが手動でできる長さ6メートル以下のものを、「和船型モーターボート」とは、形状が和船に類するもので推進機関として船外機関を使用するものをいう。

## 2 適用期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

## 山形県告示第386号

山形県海浜公園条例（平成17年7月県条例第82号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により、山形県海浜公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

(1) 条例第3条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

| 区 分        |                   | 単 位              | 利用料金 |
|------------|-------------------|------------------|------|
| 加茂レインボービーチ | 条例第3条第1項第1号に掲げる行為 | 1人1日につき          | 700円 |
|            | 条例第3条第1項第2号に掲げる行為 | 1平方メートル<br>1日につき | 70円  |

## (2) 次の施設を利用する場合の利用料金

| 施設         |     | 期間等      | 単位      | 利用料金 |
|------------|-----|----------|---------|------|
| 加茂レインボービーチ | 駐車場 | 自動二輪車    | 1日1回につき | 400円 |
|            |     | 上記以外の自動車 |         | 800円 |
| シャワー       |     |          |         | 無料   |

## 2 適用期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

## 山形県告示第387号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 委託した収納事務

山形県県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）第25条の4の規定により指定管理者に管理を行わせる県営住宅及び駐車場の家賃及び使用料のうち滞納されたものの収納事務

## 2 受託者の名称及び住所

(1) 名称 株式会社西王不動産

(2) 住所 山形市桜田東四丁目9番23号

## 3 委託期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

## 山形県告示第388号

次の開発行為は、完了した。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 許可番号

平成24年1月25日 指令村総建第5024号

## 2 開発区域に含まれる地域の名称

第2-2工区

寒河江市大字米沢字山田1156番の一部、1177番の一部、1196番3の一部、1197番12の一部、1197番13の一部

## 3 開発許可を受けた者の住所及び名称

寒河江市中央一丁目9番45号

寒河江市土地開発公社

## 議 会 関 係

## 訓 令

## 山形県議会訓令第1号

議 会 事 務 局

山形県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

山形県議会議長 平 弘 造

山形県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県議会事務局文書管理規程（昭和42年3月県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第6項ただし書中「印刷し」を「印刷することができることとし」、「公印の押印を省略することができる」を「原則として公印の押印を省略するものとする」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 書簡文書等押印しないことが通例とされる文書
- (2) 往復文書（法令上の効力を有するもの等その内容が特に重要なものを除く。）
- (3) 前2号に掲げる文書のほか、総務課長が特に公印の押印を省略することを適当と認めた文書

第9条第7項中「施行文書（書簡文書及び県の機関に対して発するものを除く。）」を「必要に応じて、施行文書」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

#### 山形県教育委員会規則第2号

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

附則第4項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 訓 令

#### 山形県教育委員会訓令第1号

庁 中  
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員の人事に関する手続き規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会職員の人事に関する手続き規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続き規程（昭和51年10月県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第26号を第27号とし、第16号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 降格 一般職に属する常勤職員等の職務の級を、当該職員に対して現に適用されている給料表と同一の給料表と同一の給料表の下位の職務の級に変更すること。

第7条第2項中「第15号」を「第14号」に改める。

第9条第3項第1号中「人事通知書」を「人事発令通知書」に、同条第6項中「辞令書（別記様式第9号）を交付する」を「事務分担表により定める」に改める。

第10条第2項中「次条の規定により昇格」を「昇格（第13条の規定によるものを除く。）」に、「よつて同条の規定による昇格の内申に替えることができる」を「とする」に改め、同条第3項中「人事通知書」を「人事発令通知書」に改め、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「前条第1項、第2項及び第7項」を「前条第7項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 所属長は、職員の昇格があつた場合は、前項の規定により送付された人事発令通知書に基づき、その発令内容

について、口頭による伝達方法等適当な方法により当該職員へ伝達するものとする。

第11条の見出し中「昇格」を「昇格及び降格」に改め、同条第1項中「第13条」を「前条及び第13条」に改め、同条第2項の次に次の1号を加える。

- 3 総務課長は、職員の降格があつた場合は、降格発令書（別記様式第14号の2）を所属長に送付するものとし、所属長は、当該降格発令書（別記様式第14号の3）を当該職員に交付するものとする。

第17条第2項中「その旨を通知書により」を「給与発令通知書（別記様式第22号の2）及び給与発令書（別記様式第22号の3）を」に、「通知書により当該職員に通知」を「発令書を当該職員に交付」に改める。

第18条第3項中「第9条第1項、第2項、第6項及び第7項並びに第10条第3項」を「第9条第6項及び第7項、第10条第3項及び第4項並びに前条第2項」に改める。

第19条第3項中「第9条第1項、第2項、第6項及び第7項」を「第9条第6項及び第7項」に、「第10条第3項」を「第10条第3項及び第4項」に、「人事通知書」を「人事発令通知書」に改める。

第20条第2項中「第9条の規定は職員の転入及び併任の場合に、同条第1項及び第2項並びに第10条第3項」を「第10条第3項及び第4項」に、「それぞれ準用する」を「準用する」に改め、同条第2項の次に次の4項を加える。

- 3 第9条第3項から第7項まで、第10条第4項及び第17条第2項の規定は、職員の転入の場合に準用する。
- 4 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に定める者が必要と認める場合、当該辞令交付者は辞令書を交付するものとする。

| 職員の区分                   | 辞令書交付者   |
|-------------------------|----------|
| 本庁の課長及び当該課長相当職以上の職にある職員 | 教育委員会委員長 |
| 本庁の係長及び当該係長相当職以上の職にある職員 | 教育長      |
| その他の職にある職員              | 総務課長     |

- 5 第9条第2項ただし書きの規定は、前項の場合に準用する。
- 6 第9条第3項から第7項まで、及び第10条第4項の規定は、職員の任用の場合に準用する。  
第21条の3第1項中「別記様式第22号の3」を「別記様式第22号の4」に改める。  
第21条の4第2項中「別記様式第22号の4」を「別記様式第22号の5」に改め、同条第3項中「、再任用の任期の更新」を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 第9条第6項及び第7項並びに第10条第3項及び第4項の規定は、再任用の任期の更新の場合に準用する。  
第28条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定に関わらず、公務執行中の交通事故以外の交通事故の場合で、かつ当該事故により生じた損害が職員側及び当該事故の相手側ともに物的損害に止まる場合は、教育長が特に必要と認める場合を除き、教育長への報告を要しないものとする。

第44条第1項中「第9条」を「第9条第3項から第7項まで、第10条第3項及び第4項並びに第17条第2項」に改め、同条第2項中「第9条第1項及び第2項並びに第10条第3項」を「第10条第3項及び第4項」に改める。

第45条中「第18条第3項及び第27条」を「第18条第3項、第19条第3項、第20条第2項から同条第6項まで及び第27条」に改める。

別記様式第2号中「総コレステロール」を「LDLコレステロール」に改める。

別記様式第5号の注書第4項第1号の表中第2項を次のように改める。

|      |            |                                                                    |                                  |
|------|------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 2 降任 | 本人の意に反する場合 | 地方公務員法第28条第1項第○号の規定により降任する<br>(職名)を命ずる<br>(給料表名)○級に決定する<br>○号給を給する | 降任に伴い級号給に変更を生じない場合は、級号給は記載しないこと。 |
|------|------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------|

別記様式第5号の注書第4項第1号の表中第3項から第5項までを削り、第6項を第3項とし、第7項を第4項とし、第8項から第10項までを削り、第11項から第26項までを6項ずつ繰り上げ、第27項を次のように改める。

|        |                   |            |                                                                                                       |
|--------|-------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 21 再任用 | 再任用する場合           | 常勤職員       | 山形県教育委員会（身分）に再任用する<br>任期は〇年〇月〇日までとする<br>（職名）を命ずる<br>（給料表名）〇級に決定する<br>給料月額〇円を給する                       |
|        |                   | 再任用短時間勤務職員 | 山形県教育委員会（身分）に再任用する<br>任期は〇年〇月〇日までとする<br>（職名）を命ずる<br>短時間勤務とする（週〇時間〇分勤務）<br>（給料表名）〇級に決定する<br>給料月額〇円を給する |
|        | 再任用の任期満了により退職する場合 |            | 地方公務員法第〇条第〇項の規定による任期の満了により退職                                                                          |

別記様式第6号を次のように改める。

様式第6号

第 号  
年 月 日

（所属長）殿

山形県教育委員会教育長

人事発令通知書

別紙のとおり発令されたので通知します。

（なお、該当職員には貴職より（辞令書を交付／通知）してください。）

（別紙）

人事発令通知書

| 身分・職名 | 氏名<br>(職員コード) | 発令年月日 | 発令事項 |
|-------|---------------|-------|------|
|       |               |       |      |
|       |               |       |      |
|       |               |       |      |

（注）1 「身分・職名」の欄には、発令する際の職員の所属及び職名を記載し、職員の採用の場合は記載しないこと。

2 「発令事項」の欄には、別記様式第5号の表に定めるところのほか、次の表に定めるところにより記載すること。

| 区 分 |         | 記 載 事 項                                    |
|-----|---------|--------------------------------------------|
| 1   | 昇任      | (職名)を命ずる                                   |
| 2   | 降任      | 本人の意による場合<br>(職名)を命ずる                      |
| 3   | 配置換     | (職名)を命ずる                                   |
| 4   | 出向      | (他の任命権者の部局)へ出向を命ずる                         |
| 5   | 転入      | 山形県教育委員会(身分)に任命する<br>(職名)を命ずる              |
| 6   | 兼任      | 兼任する場合<br>兼ねて山形県教育委員会(身分)に任命する<br>(職名)を命ずる |
|     | 兼任を解く場合 | 山形県教育委員会(身分)の兼任を解く                         |
| 7   | 兼職      | 兼職する場合<br>兼ねて(職名)を命ずる                      |
|     | 兼職を解く場合 | (職名)の兼職を解く                                 |
| 8   | 再任用     | 再任用の任期を更新する場合<br>再任用の任期を○年○月○日まで更新する       |

別記様式第9号を次のように改める。

様式第9号 削除

別記様式第14号の次に次の2様式を加える。

様式第14号の2

第 号  
年 月 日

(所属長) 殿

山形県教育委員会教育長 印

年 月 日付け降格発令通知書

年 月 日付け降格が別紙降格発令者リストのとおり発令されたので通知します。なお、該当職員に対しては貴職から降格発令書を交付してください。

(別紙)

年 月 日付け降格発令者リスト

| 所属コード | 所属名 |
|-------|-----|
|       |     |

発令年月日 年 月 日

| 職員コード | 氏 名 | 職 名 | 発令給料 |   |    | 摘 要 |
|-------|-----|-----|------|---|----|-----|
|       |     |     | 給料表  | 級 | 号給 |     |
|       |     |     |      |   |    |     |
|       |     |     |      |   |    |     |
|       |     |     |      |   |    |     |
|       |     |     |      |   |    |     |

様式第14号の3

年 月 日

降格発令書

|     |  |
|-----|--|
| 所 属 |  |
|-----|--|

|       |  |     |  |
|-------|--|-----|--|
| 職員コード |  | 氏 名 |  |
|-------|--|-----|--|

職給料表 級に決定する  
 号給を給する  
 発令年月日 年 月 日

山形県教育委員会 印

別記様式第22号の2を次のように改める。

様式第22号の2

第 号  
年 月 日

(所属長) 殿

山形県教育委員会教育長 印

年 月 日付け給与発令通知書

年 月 日付け給与発令が別紙給与発令者リストのとおり発令されたので通知します。なお、該当職員に対しては貴職から降格発令書を交付してください。

(注) 「降格発令者リスト」の様式は、別記様式第14号の2の別紙の様式による。

別記様式第22号の4を別記様式第22号の5とし、別記様式第22号の3を別記様式第22号の4とし、別記様式第22号の2の次に次の様式を加える。

様式第22号の3

年 月 日

給与発令書

|     |  |
|-----|--|
| 所 属 |  |
|-----|--|

|       |  |     |  |
|-------|--|-----|--|
| 職員コード |  | 氏 名 |  |
|-------|--|-----|--|

職給料表 級に決定する  
 号給を給する  
 発令年月日 年 月 日

山形県教育委員会 印

別記様式第30号を次のように改める。

様式第30号

番 号  
年 月 日

山形県教育委員会教育長 殿

所属長 職 氏 名 印

| 交 通 事 故 （ 違 反 ） 報 告 書                  |       |                                |                                |                   |     |                             |                  |                   |
|----------------------------------------|-------|--------------------------------|--------------------------------|-------------------|-----|-----------------------------|------------------|-------------------|
| 事故発生日時                                 |       | 年 月 日 ( )<br>時 分 ころ            |                                | 事故発生<br>場 所       |     | 天候                          |                  |                   |
| 事 故 区 分                                |       | A 公務・通勤・私用<br>(公務の場合) 公用車・自家用車 |                                | B 人身・物損・<br>その他違反 |     | C 加害・被害・自損・<br>その他違反・過失割合未詳 |                  |                   |
|                                        |       | 違反の内容                          |                                |                   |     |                             |                  |                   |
| 事 故 当 事 者                              | 県 側   | 運 転 手 又<br>は 当 事 者             | 所 属<br>(係名まで)<br>職 名           | 氏 名               | 住 所 | 年 齢                         | 自 動 車<br>登 録 番 号 | 備 考<br>(運転手との間柄等) |
|                                        |       | 同乗者                            | (県職員以外の場合、職業を記載すること)           |                   |     |                             |                  |                   |
|                                        | 相 手 側 | 運 転 手 又<br>は 当 事 者             | 職 業 ・ 勤 務 先<br>又 は 学 校 名 ・ 学 年 | 氏 名               | 住 所 | 年 齢                         | 自 動 車<br>登 録 番 号 | 備 考<br>(運転手との間柄等) |
|                                        |       | 同乗者                            |                                |                   |     |                             |                  |                   |
|                                        |       | 氏 名                            | 人 身 傷 害 の 程 度                  |                   |     | 車 ・ 物 件 等 の 損 害 の 程 度       |                  |                   |
| 損 害 状 況                                | 県 側   |                                |                                |                   |     |                             |                  |                   |
|                                        | 相 手 側 |                                |                                |                   |     |                             |                  |                   |
| 事 故 の 発 生 状 況<br>及 び 発 生 時 の 措 置       |       |                                |                                |                   |     |                             |                  |                   |
| 故 意 ・ 過 失<br>の 内 容 及 び<br>そ の 程 度      |       | 県 側                            |                                |                   |     |                             |                  |                   |
|                                        |       | 相 手 方                          |                                |                   |     |                             |                  |                   |
| 相 手 方 の 要 求<br>(事故区分C欄において「加害」の場合のみ記載) |       |                                |                                |                   |     |                             |                  |                   |
| 所 属 長 の 措 置                            |       |                                |                                |                   |     |                             |                  |                   |

- (注) 1 公務外の物損事故（「事故区分」A欄が「私用」又は「通勤」に該当し、かつB欄において「物損」に該当する事故）の場合は、山形県教育委員会教育長が特に必要と認める場合を除き、山形県教育委員会教育長への報告は不要であること。
- 2 報告後に事故区分に変更があつた場合、別に定めるところにより報告すること。
- 3 事故処理が完了した場合、別に定めるところにより報告すること。

附 則

- この訓令は、公布の日から施行する。
- 改正後の第28条の規定は、平成24年4月1日以後に発生する事故について適用し、同日前に発生した事故については、なお従前の例による。



## 監査委員関係

### 訓 令

#### 山形県監査委員訓令第1号

山形県監査委員事務局

山形県監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

山形県代表監査委員 小 山 壽 夫

#### 山形県監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県監査委員事務局文書管理規程（昭和50年4月県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項ただし書中「公印の押印を省略することができる」を「原則として公印の押印を省略するものとする」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 簡易文書等押印しないことが通例とされる文書

(2) 往復文書（法令上の効力を有するもの等その他内容が特に重要なものを除く。）

(3) 前2号に掲げる文書のほか、監査課長が特に公印の押印を省略することを適当と認めた文書

第20条第2項中「施行文書（簡易文書及び同項第2号に掲げる文書のうち県の機関に対して発するものを除く。）」を「必要に応じて、施行文書」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

山形県人事委員会

委員長 安 孫 子 俊 彦

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 訓 令

#### 山形県人事委員会訓令第1号

事 務 局

事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

山形県人事委員会

委員長 安 孫 子 俊 彦

#### 事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令

事務局文書取扱規程（昭和42年3月県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項ただし書中「公印の押印を省略することができる」を「原則として公印の押印を省略するものとする」に改め、同条中第2項を3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項ただし書の規定により公印の押印を省略する場合は、必要に応じて、施行文書の発信者名の下に「(公印省略)」と表示するものとする。

#### 附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

## 内水面漁場管理委員会関係

### 指 示

#### 山形県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成24年3月30日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 伊 藤 健 雄

#### 1 指示の内容

##### (1) 持出しの禁止

県内の区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限の必要がないと判断される水域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

##### (2) 放流等の制限

イ 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合及び捕獲したコイをその場で再び放す場合を除き、コイの放流又は移植を行ってはならない。  
ロ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

#### 2 指示の期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

## 企業局関係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第2号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

山形県企業管理者 高 橋 邦 芳

#### 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第47条第2項中「辞令書」を「発令」に改める。

附則第3項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 山形県企業管理規程第3号

山形県企業局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

山形県企業管理者 高 橋 邦 芳

#### 山形県企業局文書管理規程の一部を改正する規程

山形県企業局文書管理規程（平成10年3月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項ただし書中「印刷し」を「印刷することができることとし」、「公印の押印を省略することができる」を「原則として公印の押印を省略するものとする」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 書簡文書等押印しないことが通例とされる文書

(2) 往復文書（法令上の効力を有するもの等その内容が特に重要なものを除く。）

(3) 前2号に掲げる文書のほか、総務企画課長が特に公印の押印を省略することを適当と認めた文書

第29条第2項中「施行文書（書簡文書及び同項第2号に掲げる文書のうち県の機関に対して発するものを除

く。）」を「必要に応じて、施行文書」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

### 山形県企業管理規程第4号

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

山形県企業管理者 高 橋 邦 芳

#### 山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の人事に関する手続規程（平成22年4月県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。  
第2条中第23号を第24号とし、第13号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 降格 一般職に属する常勤職員等の職務の級を、当該職員に対して現に適用されている給料表と同一の給料表の下位の職務の級に変更すること。

第9条第3項第1号中「人事通知書」を「人事発令通知書」に改め、同条第6項中「辞令書（別記様式第11号）を交付して行う」を「事務分担表により定める」に改める。

第10条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により職員を昇任させようとする場合において、当該職員を昇格させようとするとき（第13条の規定により昇格させようとする場合を除く。）は、前項の人事内申書にその旨を併記するものとする。

第10条第4項中「人事通知書」を「人事発令通知書」に改め、同条中第6項を第7項とし、同条第5項中「前条第1項、第2項、第6項及び第7項」を「前条第6項及び第7項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 所属長は、職員の昇任があった場合は、前項の規定により送付された人事発令通知書に基づき、その昇任の発令内容について、口頭による伝達等適当な方法により当該職員に伝達するものとする。

第11条の見出しを「(昇格、降格)」に改め、同条第1項中「第13条」を「前条及び第13条」に改め、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 総務企画課長は、職員の降格（分限処分による降任に伴うものを除く。以下この条において同じ。）があった場合は、降格発令通知書（別記様式第15号の2）及び降格発令書（別記様式第15号の3）を所属長に送付するものとし、所属長は、当該降格発令書を当該職員に交付するものとする。

第16条第2項を次のように改める。

2 総務企画課長は、前項の職員について職務の級及び号給を決定した場合は、給与発令通知書（別記様式第21号の2）及び給与発令書（別記様式第21号の3）を所属長に送付するものとし、所属長は、当該給与発令書を当該職員に交付するものとする。

第17条第3項中「第9条第1項、第2項、第6項及び第7項並びに第10条第3項及び第4項」を「第9条第6項及び第7項並びに第10条第3項から第5項まで並びに前条第2項」に改める。

第18条第3項中「第9条第1項、第2項、第6項及び第7項並びに第10条第3項及び第4項」を「第9条第6項及び第7項並びに第10条第3項から第5項まで」に改める。

第19条第2項中「について、同条第1項及び第2項並びに第10条第4項の規定は職員の出向について、それぞれ準用する。」を「の場合に準用する。ただし、局長が認める場合は、辞令書の交付を省略することができる。」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第10条第5項及び第16条第2項の規定は、前項ただし書の場合に準用する。

4 第10条第4項及び第5項の規定は、職員の出向の場合に準用する。

第23条第1項中「第8条第1項第1号イ、ロ、ホ及びチ」を「第8条第1項第1号イ、ニ及びト」に改め、同条第3項中「、再任用の任期の更新」を削り、同条に次の1項を加える。

4 第9条第6項及び第7項並びに第10条第4項及び第5項の規定は、再任用の任期の更新の場合に準用する。

第33条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、公務執行中の交通事故以外の交通事故の場合で、かつ、当該事故により生じた所属職員及び当該事故の相手方の損害が物的損害のみの場合は、局長への報告を要しないものとする。

別記様式第6号の注書第2項第1号の表中第2項を次のように改める。

|      |            |                                                                    |                                  |
|------|------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 2 降任 | 本人の意に反する場合 | 地方公務員法第28条第1項第○号の規定により降任する<br>(職名)を命ずる<br>(給料表名)○級に決定する<br>○号給を給する | 降任に伴い級号給に変更を生じない場合は、級号給は記載しないこと。 |
|------|------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------|

別記様式第6号の注書第2項第1号の表中第3項から第5項までを削り、第6項を第3項とし、第7項を第4項とし、第8項を第5項とし、第9項を削り、第10項を第6項とし、第11項から第25項までを4項ずつ繰り上げ、第26項を削り、同表に次の1項を加える。

|        |                    |            |                                                                                                   |  |
|--------|--------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 22 再任用 | 再任用する場合            | 常勤職員       | 山形県企業局職員に再任用する<br>任期は○年○月○日までとする<br>(職名)を命ずる<br>(給料表名)○級に決定する<br>給料月額○円を給する                       |  |
|        |                    | 再任用短時間勤務職員 | 山形県企業局職員に再任用する<br>任期は○年○月○日までとする<br>(職名)を命ずる<br>短時間勤務とする(週○時間○分勤務)<br>(給料表名)○級に決定する<br>給料月額○円を給する |  |
|        | 再任用の任期の満了により退職する場合 |            | 地方公務員法第○条第○項の規定に基づき任期の満了により退職                                                                     |  |

別記様式第7号を次のように改める。

様式第7号

|                                                             |                  |
|-------------------------------------------------------------|------------------|
|                                                             | 企業総企第 号<br>年 月 日 |
| (所属長) 殿                                                     | 総 務 企 画 課 長 印    |
| 人 事 発 令 通 知 書                                               |                  |
| 発令事項は別紙のとおりとなりますので通知します。<br>なお、該当職員には貴職から（辞令書を交付／通知）してください。 |                  |

(別紙)

人 事 発 令 通 知 書

| 所属・職名 | 氏 名<br>(職員コード) | 発令年月日 | 発 令 事 項 |
|-------|----------------|-------|---------|
|       |                |       |         |
|       |                |       |         |
|       |                |       |         |

- (注) 1 「所属・職名」の欄には、発令する際の職員の所属及び職名を記載し、職員の採用の場合は記載しないこと。  
 2 「発令事項」の欄には、別記様式第6号の表に定めるところのほか、次の表に定めるところにより記載すること。

| 区 分 |         | 記 載 事 項             |
|-----|---------|---------------------|
| 1   | 昇任      | (職名) を命ずる           |
| 2   | 降任      | 本人の意による<br>場合       |
| 3   | 配置換     |                     |
| 4   | 出向      | (出向先) へ出向を命ずる       |
| 5   | 兼職      | 兼任する場合              |
|     | 兼職を解く場合 | (職名) の兼職を解く         |
| 6   | 再任用     | 再任用の任期を○年○月○日まで更新する |

別記様式第11号を次のように改める。

様式第11号 削除

別記様式第15号の次に次の2様式を加える。

様式第15号の2

|                                                                          |                  |
|--------------------------------------------------------------------------|------------------|
| (所属長) 殿                                                                  | 企業総企第 号<br>年 月 日 |
| 総 務 企 画 課 長 印                                                            |                  |
| 年 月 日付け降格発令通知書                                                           |                  |
| 年 月 日付け降格が別紙降格発令者リストのとおり発令されたので通知します。<br>なお、該当職員に対しては貴職から降格発令書を交付してください。 |                  |

(別紙)

年 月 日付け降格発令者リスト

|       |     |
|-------|-----|
| 所属コード | 所属名 |
|       |     |

発令年月日 年 月 日

| 職員コード | 氏名 | 職名 | 発令給料 |   |    | 摘要 |
|-------|----|----|------|---|----|----|
|       |    |    | 給料表  | 級 | 号給 |    |
|       |    |    |      |   |    |    |
|       |    |    |      |   |    |    |
|       |    |    |      |   |    |    |
|       |    |    |      |   |    |    |
|       |    |    |      |   |    |    |

様式第15号の3

降 格 発 令 書

年 月 日

|     |  |
|-----|--|
| 所 属 |  |
|-----|--|

|       |     |  |
|-------|-----|--|
| 職員コード | 氏 名 |  |
|-------|-----|--|

職給料表 級に決定する  
号給を給する

発令年月日 年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 印

別記様式第21号の次に次の2様式を加える。

様式第21号の2

企業総企第 号  
年 月 日

(所属長) 殿

総 務 企 画 課 長 印

年 月 日付け給与発令通知書

年 月 日付け給与発令が別紙給与発令者リストのとおりなされたので通知します。  
なお、該当職員に対しては貴職から給与発令書を交付してください。

(別紙)

年 月 日付け給与発令者リスト

|       |     |
|-------|-----|
| 所属コード | 所属名 |
|       |     |

発令年月日 年 月 日

| 職員コード | 氏名 | 職名 | 発令給料 |   |    | 摘要 |
|-------|----|----|------|---|----|----|
|       |    |    | 給料表  | 級 | 号給 |    |
|       |    |    |      |   |    |    |
|       |    |    |      |   |    |    |
|       |    |    |      |   |    |    |
|       |    |    |      |   |    |    |
|       |    |    |      |   |    |    |

様式第21号の3

|           |  |        |          |       |
|-----------|--|--------|----------|-------|
| 給 与 発 令 書 |  |        |          | 年 月 日 |
| 所 属       |  |        |          |       |
| 職員コード     |  | 氏 名    |          |       |
| 職給料表      |  | 級に決定する |          |       |
|           |  | 号給を給する |          |       |
| 発令年月日     |  | 年 月 日  |          |       |
|           |  |        | 山形県企業管理者 | 氏 名 印 |

別記様式第30号中「山形県企業管理者」を「企業局長」に改める。  
別記様式第31号を次のように改める。

様式第31号

番 号  
年 月 日

企業局長 殿

所属長 職 氏 名 印

|                                        |       |                                |                                        |     |                   |             |                             |                   |  |
|----------------------------------------|-------|--------------------------------|----------------------------------------|-----|-------------------|-------------|-----------------------------|-------------------|--|
| 交 通 事 故 （ 違 反 ） 報 告 書                  |       |                                |                                        |     |                   |             |                             |                   |  |
| 事故発生日時                                 |       | 年 月 日 ( )<br>時 分 ころ            |                                        |     | 事故発生<br>場 所       |             | 天候                          |                   |  |
| 事 故 区 分                                |       | A 公務・通勤・私用<br>(公務の場合) 公用車・自家用車 |                                        |     | B 人身・物損・<br>その他違反 |             | C 加害・被害・自損・<br>その他違反・過失割合未詳 |                   |  |
|                                        |       | 違反の内容                          |                                        |     |                   |             |                             |                   |  |
| 事 故 当 事 者                              | 県 側   | 運 転 手 又<br>は 当 事 者             | 職 名<br>(事業所に所属する職員の場合、<br>課係から記載すること。) | 氏 名 | 住 所               | 年 齢         | 自動車<br>登録番号                 | 備 考<br>(運転手との間柄等) |  |
|                                        |       | 同乗者                            | (県職員以外の場合、職業を記載すること。)                  |     |                   |             |                             |                   |  |
|                                        | 相 手 側 | 運 転 手 又<br>は 当 事 者             | 職業・勤務先<br>又は学校名・学年                     | 氏 名 | 住 所               | 年 齢         | 自動車<br>登録番号                 | 備 考<br>(運転手との間柄等) |  |
|                                        |       | 同乗者                            |                                        |     |                   |             |                             |                   |  |
|                                        |       | 氏 名                            | 人身傷害の程度                                |     |                   | 車・物件等の損害の程度 |                             |                   |  |
| 損 害 状 況                                | 県 側   |                                |                                        |     |                   |             |                             |                   |  |
|                                        | 相 手 側 |                                |                                        |     |                   |             |                             |                   |  |
| 事 故 の 発 生 状 況<br>及 び 発 生 時 の 措 置       |       |                                |                                        |     |                   |             |                             |                   |  |
| 故 意 ・ 過 失<br>の 内 容 及 び<br>そ の 程 度      | 県 側   |                                |                                        |     |                   |             |                             |                   |  |
|                                        | 相 手 方 |                                |                                        |     |                   |             |                             |                   |  |
| 相 手 方 の 要 求<br>(事故区分C欄において「加害」の場合のみ記載) |       |                                |                                        |     |                   |             |                             |                   |  |
| 所 属 長 の 措 置                            |       |                                |                                        |     |                   |             |                             |                   |  |

- (注) 1 公務外の物損事故（「事故区分」A欄が「通勤」又は「私用」に該当し、かつ、B欄において「物損」に該当する事故）の場合は、企業局長への報告は不要であること。  
 2 報告後に事故区分に変更があった場合、別に定めるところにより報告すること。  
 3 事故処理が完了した場合、別に定めるところにより報告すること。

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。ただし、第33条に1項を加える改正規定及び別記様式第31号の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 改正後の第33条及び別記様式第31号の規定は、平成24年4月1日以後に発生する事故について適用し、同日前に発生した事故については、なお従前の例による。



## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第2号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

山形県病院事業管理者 森 谷 裕 一

#### 山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「辞令書」を「発令」に改める。

第52条の表新規採用者の項提出書類の欄中「3 写真（提出前6ヶ月以内撮影の正面脱帽のものサイズ6センチメートル×4.5センチメートル（セミプロニー版）」を削る。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 山形県病院事業管理規程第3号

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

山形県病院事業管理者 森 谷 裕 一

#### 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程（平成15年3月県病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中第23号を第24号とし、第13号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 降格 一般職に属する常勤職員等の職務の級を、当該職員に対して現に適用されている給料表と同一の給料表の下位の職務の級に変更すること。

第9条第3項第1号中「人事通知書」を「人事発令通知書」に、同条第7項中「辞令書（別記様式第12号）」を交付して行う」を「事務分担表により定める」に改める。

第10条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により職員を昇任させようとする場合において、当該職員を昇格させようとするとき（第13条の規定により昇格させようとする場合を除く。）は、前項の人事内申書にその旨を併記するものとする。

第10条第4項中「人事通知書」を「人事発令通知書」に改め、同条中第6項を第7項とし、同条第5項中「前条第1項、第2項、第7項及び第8項」を「前条第7項及び第8項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 所属長は、職員の昇任があった場合は、前項の規定により送付された人事発令通知書に基づき、その昇任の発令内容について、口頭による伝達等適当な方法により当該職員に伝達するものとする。

第11条の見出しを「(昇格、降格)」に改め、同条第1項中「第13条」を「前条及び第13条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 県立病院課長は、職員の降格（分限処分による降任に伴うものを除く。以下この条において同じ。）があった場合は、降格発令通知書（別記様式第16号の2）及び降格発令書（別記様式第16号の3）を所属長に送付するものとし、所属長は、当該降格発令書を当該職員に交付するものとする。

第12条第2項中「第40条第1項第3号若しくは第3項後段」を「第40条第4項」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 県立病院課長は、前項の職員について職務の級及び号給を決定した場合は、給与発令通知書（別記様式第25号の2）及び給与発令書（別記様式第25号の3）を所属長に送付するものとし、所属長は、当該給与発令書を当該職員に交付するものとする。

第18条第3項中「第9条第1項、第2項、第7項及び第8項並びに第10条第3項及び第4項」を「第9条第7項及び第8項、第10条第3項から第5項まで並びに前条第2項」に改める。

第19条第3項中「第9条第1項、第2項、第7項及び第8項並びに第10条第3項及び第4項」を「第9条第7項

及び第8項並びに第10条第3項から第5項まで」に改める。

第20条第2項中「同条第1項及び第2項並びに第10条第4項の規定は職員の出向について、それぞれ」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、局長が認める場合は、辞令書の交付を省略することができる。

第20条に次の2項を加える。

3 第10条第5項及び第17条第2項の規定は、前項ただし書の場合に準用する。

4 第10条第4項及び第5項の規定は、職員の出向の場合に準用する。

第24条第1項中「第8条第1項第1号イ、ロ、ホ及びチ」を「第8条第1項第1号イ、ニ及びト」に改め、同条第3項中「、再任用の任期の更新」を削り、同条に次の1項を加える。

4 第9条第7項及び第8項並びに第10条第4項及び第5項の規定は、再任用の任期の更新の場合に準用する。

第35条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、公務執行中の交通事故以外の交通事故の場合で、かつ、当該事故により生じた所属職員及び当該交通事故の相手方の損害が物的損害のみの場合は、局長への報告を要しないものとする。

別記様式第5号の注書第2項第1号の表第2項を次のように改める。

|      |            |                                                                    |                                  |
|------|------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 2 降任 | 本人の意に反する場合 | 地方公務員法第28条第1項第○号の規定により降任する<br>(職名)を命ずる<br>(給料表名)○級に決定する<br>○号給を給する | 降任に伴い級号給に変更を生じない場合は、級号給は記載しないこと。 |
|------|------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------|

別記様式第5号の注書第2項第1号の表中第3項から第5項までを削り、第6項を第3項とし、第7項を第4項とし、第8項を第5項とし、第9項を削り、第10項を第6項とし、第11項から第25項までを4項ずつ繰り上げ、第26項を削り、同表に次の1項を加える。

|        |                    |            |                                                                                                     |  |
|--------|--------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 22 再任用 | 再任用する場合            | 常勤職員       | 山形県病院事業局職員に再任用する<br>任期は○年○月○日までとする<br>(職名)を命ずる<br>(給料表名)○級に決定する<br>給料月額○円を給する                       |  |
|        |                    | 再任用短時間勤務職員 | 山形県病院事業局職員に再任用する<br>任期は○年○月○日までとする<br>(職名)を命ずる<br>短時間勤務とする(週○時間○分勤務)<br>(給料表名)○級に決定する<br>給料月額○円を給する |  |
|        | 再任用の任期の満了により退職する場合 |            | 地方公務員法第○条第○項の規定に基づき任期の満了により退職                                                                       |  |

別記様式第6号を次のように改める。

様式第6号

|                                                             |                              |
|-------------------------------------------------------------|------------------------------|
| (所属長) 殿                                                     | 県病第 号<br>年 月 日<br><br>県立病院課長 |
| 人 事 発 令 通 知 書                                               |                              |
| 発令事項は別紙のとおりとなりますので通知します。<br>なお、該当職員には貴職から（辞令書を交付／通知）してください。 |                              |

(別紙)

人 事 発 令 通 知 書

| 所属・職名 | 氏 名<br>(職員コード) | 発令年月日 | 発 令 事 項 |
|-------|----------------|-------|---------|
|       |                |       |         |
|       |                |       |         |
|       |                |       |         |

- (注) 1 「所属・職名」の欄には、発令する際の職員の所属及び職名を記載し、職員の採用の場合は記載しないこと。
- 2 「発令事項」の欄には、別記様式第5号の表に定めるところのほか、次の表に定めるところにより記載すること。

| 区 分   | 記 載 事 項                                      |
|-------|----------------------------------------------|
| 1 昇任  | (職名) を命ずる                                    |
| 2 降任  | 本人の意による場合<br>(職名) を命ずる                       |
| 3 配置換 | (職名) を命ずる                                    |
| 4 出向  | (出向先) へ出向を命ずる                                |
| 5 兼職  | 任命する場合 兼ねて (職名) を命ずる                         |
|       | 兼職を解く場合 (職名) の兼職を解く                          |
| 6 再任用 | 再任用の任期を○年○月○日まで更新する場合<br>再任用の任期を○年○月○日まで更新する |

別記様式第12号を次のように改める。  
 様式第12号 削除  
 別記様式第16号の次に次の2様式を加える。

様式第16号の2

県病第 号  
年 月 日

(所属長) 殿

県立病院課長 印

年 月 日付け降格発令通知書

年 月 日付け降格が別紙降格発令者リストのとおり発令されたので通知します。  
なお、該当職員に対しては貴職から降格発令書を交付してください。

(別紙)

年 月 日付け降格発令者リスト

| 所属コード | 所属名 |
|-------|-----|
|       |     |

発令年月日 年 月 日

| 職員コード | 氏 名 | 職 名 | 発令給料 |   |    | 摘 要 |
|-------|-----|-----|------|---|----|-----|
|       |     |     | 給料表  | 級 | 号給 |     |
|       |     |     |      |   |    |     |
|       |     |     |      |   |    |     |
|       |     |     |      |   |    |     |
|       |     |     |      |   |    |     |
|       |     |     |      |   |    |     |

様式第16号の3

降 格 発 令 書

年 月 日

所 属

職員コード  氏 名

職給料表 級に決定する  
号給を給する

発令年月日 年 月 日

山形県病院事業管理者 氏 名 印

別記様式第18号の注書第3項第1号ニ中「8時間」を「7時間45分」に改める。  
別記様式第25号の次に次の2様式を加える。

様式第25号の2

県病第 号  
年 月 日

(所属長) 殿

県立病院課長 印

年 月 日付け給与発令通知書

年 月 日付け給与発令が別紙給与発令者リストのとおりなされたので通知します。  
なお、該当職員に対しては貴職から給与発令書を交付してください。

(別紙)

年 月 日付け給与発令者リスト

|       |     |
|-------|-----|
| 所属コード | 所属名 |
|       |     |

発令年月日 年 月 日

| 職員コード | 氏 名 | 職 名 | 発令給料 |   |    | 摘 要 |
|-------|-----|-----|------|---|----|-----|
|       |     |     | 給料表  | 級 | 号給 |     |
|       |     |     |      |   |    |     |
|       |     |     |      |   |    |     |
|       |     |     |      |   |    |     |
|       |     |     |      |   |    |     |
|       |     |     |      |   |    |     |

様式第25号の3

給 与 発 令 書

年 月 日

所 属

|       |     |
|-------|-----|
| 職員コード | 氏 名 |
|-------|-----|

職給料表 級に決定する  
号給を給する

発令年月日 年 月 日

山形県病院事業管理者 氏 名 印

別記様式第36号中「山形県病院事業管理者」を「病院事業局長」に改める。  
別記様式第37号を次のように改める。

様式第37号

番 号  
年 月 日

病院事業局長 殿

所属長 職 氏 名 印

| 交 通 事 故 （ 違 反 ） 報 告 書                  |       |                                |                                       |                   |     |                             |             |                   |
|----------------------------------------|-------|--------------------------------|---------------------------------------|-------------------|-----|-----------------------------|-------------|-------------------|
| 事故発生日時                                 |       | 年 月 日 ( )<br>時 分 ころ            |                                       | 事故発生<br>場 所       |     | 天候                          |             |                   |
| 事 故 区 分                                |       | A 公務・通勤・私用<br>(公務の場合) 公用車・自家用車 |                                       | B 人身・物損・<br>その他違反 |     | C 加害・被害・自損・<br>その他違反・過失割合未詳 |             |                   |
|                                        |       | 違反の内容                          |                                       |                   |     |                             |             |                   |
| 事 故 当 事 者                              | 県 側   | 運 転 手 又<br>は 当 事 者             | 職 名<br>(病院に所属する職員の場合、<br>部名から記載すること。) | 氏 名               | 住 所 | 年 齢                         | 自動車<br>登録番号 | 備 考<br>(運転手との間柄等) |
|                                        |       | 同乗者                            | (県職員以外の場合、職業を記載すること。)                 |                   |     |                             |             |                   |
|                                        | 相 手 側 | 運 転 手 又<br>は 当 事 者             | 職業・勤務先<br>又は学校名・学年                    | 氏 名               | 住 所 | 年 齢                         | 自動車<br>登録番号 | 備 考<br>(運転手との間柄等) |
|                                        |       | 同乗者                            |                                       |                   |     |                             |             |                   |
|                                        |       | 氏 名                            | 人身傷害の程度                               |                   |     | 車・物件等の損害の程度                 |             |                   |
| 損 害 状 況                                | 県 側   |                                |                                       |                   |     |                             |             |                   |
|                                        | 相 手 側 |                                |                                       |                   |     |                             |             |                   |
| 事 故 の 発 生 状 況<br>及 び 発 生 時 の 措 置       |       |                                |                                       |                   |     |                             |             |                   |
| 故 意 ・ 過 失<br>の 内 容 及 び<br>そ の 程 度      |       | 県 側                            |                                       |                   |     |                             |             |                   |
|                                        |       | 相 手 方                          |                                       |                   |     |                             |             |                   |
| 相 手 方 の 要 求<br>(事故区分C欄において「加害」の場合のみ記載) |       |                                |                                       |                   |     |                             |             |                   |
| 所 属 長 の 措 置                            |       |                                |                                       |                   |     |                             |             |                   |

- (注) 1 公務外の物損事故（「事故区分」A欄が「通勤」又は「私用」に該当し、かつ、B欄において「物損」に該当する事故）の場合は、局長への報告は不要であること。  
 2 報告後に事故区分に変更があった場合、別に定めるところにより報告すること。  
 3 事故処理が完了した場合、別に定めるところにより報告すること。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第35条に1項を加える改正規定及び別記様式第37号の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。  
 (経過措置)  
 2 改正後の第35条及び別記様式第37号の規定は、平成24年4月1日以後に発生する事故について適用し、同日前に発生した事故については、なお従前の例による。

**山形県病院事業管理規程第4号**

山形県病院事業局職員研修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

山形県病院事業管理者 森 谷 裕 一

**山形県病院事業局職員研修規程の一部を改正する規程**

山形県病院事業局職員研修規程（平成16年3月県病院事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。  
第7条を次のように改める。

第7条 削除

**附 則**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

---

**公 告**

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成24年7月30日まで縦覧に供する。

平成24年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドン・キホーテ山形嶋南店  
山形市嶋南三丁目16番7外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号  
代表取締役 成沢潤治
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成24年11月22日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,166平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 79台
  - (2) 駐輪場の収容台数 76台
  - (3) 荷さばき施設の面積 56平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 19.39立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
終日営業
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
終日
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
2か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
終日
- 7 届出年月日  
平成24年3月21日
- 8 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年7月30日までに知事に提出することができ

る。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成23年12月から平成24年3月まで実施した平成23年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成24年3月30日

|         |   |   |       |   |
|---------|---|---|-------|---|
| 山形県監査委員 | 船 | 山 | 現     | 人 |
| 山形県監査委員 | 広 | 谷 | 五郎左エ門 |   |
| 山形県監査委員 | 小 | 山 | 壽     | 夫 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 |       | 香 |

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関118箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関         | 実 施 年 月 日   | 担 当 監 査 委 員 |      |
|---------------------|-------------|-------------|------|
| 鶴 岡 養 護 学 校         | 平成23年12月6日  | 広谷委員        | 小山委員 |
| 鶴 岡 警 察 署           | 平成23年12月6日  | 広谷委員        | 小山委員 |
| 水 産 試 験 場           | 平成23年12月6日  | 広谷委員        | 小山委員 |
| 朝 日 学 園             | 平成23年12月6日  | 船山委員        | 加藤委員 |
| 森 林 研 究 研 修 セ ン タ ー | 平成23年12月6日  | 船山委員        | 加藤委員 |
| 寒 河 江 警 察 署         | 平成23年12月6日  | 船山委員        | 加藤委員 |
| 鶴 岡 北 高 等 学 校       | 平成23年12月13日 | 広谷委員        | 小山委員 |
| 庄 内 警 察 署           | 平成23年12月13日 | 広谷委員        | 小山委員 |
| 小 国 高 等 学 校         | 平成23年12月13日 | 船山委員        | 加藤委員 |
| 小 国 警 察 署           | 平成23年12月13日 | 船山委員        | 加藤委員 |
| 環 境 科 学 研 究 セ ン タ ー | 平成23年12月22日 | 広谷委員        | 小山委員 |
| 楯 岡 高 等 学 校         | 平成23年12月22日 | 広谷委員        | 小山委員 |
| 村 山 農 業 高 等 学 校     | 平成23年12月22日 | 広谷委員        | 小山委員 |
| 村 山 警 察 署           | 平成23年12月22日 | 広谷委員        | 小山委員 |
| 新 庄 南 高 等 学 校       | 平成23年12月26日 | 船山委員        | 加藤委員 |
| 新 庄 養 護 学 校         | 平成23年12月26日 | 船山委員        | 加藤委員 |



|                   |             |      |      |
|-------------------|-------------|------|------|
| 真室川高等学校           | 平成23年12月26日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 金山高等学校            | 平成23年12月27日 | 船山委員 | 小山委員 |
| 北村山高等学校           | 平成23年12月27日 | 船山委員 | 小山委員 |
| 新庄神室産業高等学校        | 平成23年12月27日 | 船山委員 | 小山委員 |
| 加茂水産高等学校          | 平成23年12月27日 | 船山委員 | 小山委員 |
| 庄内児童相談所           | 平成23年12月27日 | 船山委員 | 小山委員 |
| 鶴岡乳児院             | 平成23年12月27日 | 船山委員 | 小山委員 |
| 知的障がい者更生相談所庄内支所   | 平成23年12月27日 | 船山委員 | 小山委員 |
| 酒田商業高等学校          | 平成23年12月27日 | 船山委員 | 小山委員 |
| 金峰少年自然の家          | 平成23年12月27日 | 船山委員 | 小山委員 |
| 酒田特別支援学校          | 平成23年12月27日 | 船山委員 | 小山委員 |
| 神室少年自然の家          | 平成23年12月27日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 最上学園              | 平成23年12月27日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 農業総合研究センター水田農業試験場 | 平成23年12月27日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 病虫害防除所庄内支所        | 平成23年12月27日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 鶴岡南高等学校           | 平成23年12月27日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 遊佐高等学校            | 平成23年12月27日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 消防学校              | 平成23年12月27日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 総合療育訓練センター庄内支所    | 平成23年12月27日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 工業技術センター庄内試験場     | 平成23年12月27日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 鶴岡工業高等学校          | 平成23年12月27日 | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 新庄北高等学校           | 平成24年1月11日  | 船山委員 | 小山委員 |
| 最上教育事務所           | 平成24年1月11日  | 船山委員 | 小山委員 |
| 新庄警察署             | 平成24年1月11日  | 船山委員 | 小山委員 |

|              |            |      |      |
|--------------|------------|------|------|
| 酒田北高等学校      | 平成24年1月11日 | 広谷委員 |      |
| 酒田工業高等学校     | 平成24年1月11日 | 広谷委員 |      |
| 酒田警察署        | 平成24年1月11日 | 広谷委員 |      |
| 福祉相談センター     | 平成24年1月12日 | 船山委員 | 小山委員 |
| 衛生研究所        | 平成24年1月12日 | 船山委員 | 小山委員 |
| 霞城学園高等学校     | 平成24年1月12日 | 船山委員 | 小山委員 |
| 山形中央高等学校     | 平成24年1月12日 | 船山委員 | 小山委員 |
| 産業技術短期大学校庄内校 | 平成24年1月12日 | 広谷委員 |      |
| 庄内職業能力開発センター | 平成24年1月12日 | 広谷委員 |      |
| 庄内食肉衛生検査所    | 平成24年1月12日 | 広谷委員 |      |
| 庄内教育事務所      | 平成24年1月12日 | 広谷委員 |      |
| 酒田西高等学校      | 平成24年1月31日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 鶴岡中央高等学校     | 平成24年1月31日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 庄内総合高等学校     | 平成24年1月31日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 病害虫防除所       | 平成24年1月31日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 米沢警察署        | 平成24年2月1日  | 船山委員 | 加藤委員 |
| 米沢東高等学校      | 平成24年2月1日  | 船山委員 | 加藤委員 |
| 高畠高等学校       | 平成24年2月1日  | 船山委員 | 加藤委員 |
| 米沢養護学校       | 平成24年2月1日  | 船山委員 | 加藤委員 |
| 置賜農業高等学校     | 平成24年2月1日  | 船山委員 | 加藤委員 |
| 飯豊少年自然の家     | 平成24年2月6日  | 船山委員 | 加藤委員 |
| 長井警察署        | 平成24年2月6日  | 船山委員 | 加藤委員 |
| やまなみ学園       | 平成24年2月6日  | 船山委員 | 加藤委員 |
| 置賜教育事務所      | 平成24年2月6日  | 船山委員 | 加藤委員 |

|               |            |      |      |
|---------------|------------|------|------|
| 産業技術短期大学校     | 平成24年2月7日  | 船山委員 | 加藤委員 |
| 工業技術センター      | 平成24年2月7日  | 船山委員 | 加藤委員 |
| 高度技術研究開発センター  | 平成24年2月7日  | 船山委員 | 加藤委員 |
| 農業総合研究センター    | 平成24年2月7日  | 船山委員 | 加藤委員 |
| 村山教育事務所       | 平成24年2月8日  | 広谷委員 | 小山委員 |
| 山形空港事務所       | 平成24年2月8日  | 広谷委員 | 小山委員 |
| 内陸食肉衛生検査所     | 平成24年2月8日  | 広谷委員 | 小山委員 |
| 職員育成センター      | 平成24年2月8日  | 広谷委員 | 小山委員 |
| 山形東高等学校       | 平成24年2月10日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 山形工業高等学校      | 平成24年2月10日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 図書館           | 平成24年2月10日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 山形警察署         | 平成24年2月10日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 総合療育訓練センター    | 平成24年2月16日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 村山特別支援学校      | 平成24年2月16日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 上山高等養護学校      | 平成24年2月16日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 山形養護学校        | 平成24年2月16日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 山辺高等学校        | 平成24年2月21日 | 小山委員 |      |
| 寒河江工業高等学校     | 平成24年2月21日 | 小山委員 |      |
| 酒田東高等学校       | 平成24年2月27日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 庄内農業高等学校      | 平成24年2月27日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 山添高等学校        | 平成24年2月27日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 工業技術センター置賜試験場 | 平成24年2月27日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 内水面水産試験場      | 平成24年2月27日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 長井高等学校        | 平成24年2月27日 | 広谷委員 | 小山委員 |

|              |            |      |      |
|--------------|------------|------|------|
| 谷地高等学校       | 平成24年2月27日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 寒河江高等学校      | 平成24年2月27日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 山形職業能力開発専門学校 | 平成24年2月27日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 山形西高等学校      | 平成24年2月27日 | 広谷委員 | 小山委員 |
| 長井工業高等学校     | 平成24年2月27日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 荒砥高等学校       | 平成24年2月27日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 鳥海学園         | 平成24年2月27日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 鶴岡高等養護学校     | 平成24年2月27日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 尾花沢警察署       | 平成24年2月27日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 南陽警察署        | 平成24年2月27日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 左沢高等学校       | 平成24年2月27日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 山形南高等学校      | 平成24年2月27日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 天童警察署        | 平成24年2月27日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 教育センター       | 平成24年2月27日 | 船山委員 | 加藤委員 |
| 米沢工業高等学校     | 平成24年3月7日  | 船山委員 | 小山委員 |
| 米沢商業高等学校     | 平成24年3月7日  | 船山委員 | 小山委員 |
| 南陽高等学校       | 平成24年3月7日  | 船山委員 | 小山委員 |
| 山形盲学校        | 平成24年3月7日  | 船山委員 | 小山委員 |
| 米沢興譲館高等学校    | 平成24年3月7日  | 船山委員 | 小山委員 |
| 青年の家         | 平成24年3月7日  | 船山委員 | 小山委員 |
| 山形聾学校        | 平成24年3月7日  | 船山委員 | 小山委員 |
| 博物館          | 平成24年3月7日  | 船山委員 | 小山委員 |
| 東根工業高等学校     | 平成24年3月7日  | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 朝日少年自然の家     | 平成24年3月7日  | 広谷委員 | 加藤委員 |

|            |            |      |      |
|------------|------------|------|------|
| 天童高等学校     | 平成24年3月7日  | 広谷委員 | 加藤委員 |
| ゆきわり養護学校   | 平成24年3月7日  | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 精神保健福祉センター | 平成24年3月7日  | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 山形北高等学校    | 平成24年3月7日  | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 上山明新館高等学校  | 平成24年3月7日  | 広谷委員 | 加藤委員 |
| 上山警察署      | 平成24年3月15日 | 小山委員 | 加藤委員 |

## 第2 監査結果

### (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

#### ア 金山高等学校

(ア) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に物件購入等の代金の支払いを検査を完了した日から4か月を超えてしていないものがある。

- ・LPガスの購入（4月、5月分）10,080円  
納品検査日 H23. 5. 25  
支払日 H23. 10. 14
- ・飲料水の水質検査 4,200円  
検査日 H23. 6. 1  
支払日 H23. 10. 18

#### イ 鶴岡乳児院

(ア) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に物品購入の代金の支払いを納品検査を完了した日から4か月を超えてしていないものがある。

- ・被服貸与品の購入 83,100円
- ・納品検査日 H22. 11. 10
- ・支払日 H23. 3. 18

#### ウ 酒田商業高等学校

(ア) 契約事務が適切でないものがある。

(内容)

平成23年3月31日までを契約期間とした長期継続契約による業務委託等契約について、平成23年度に係る契約を地方自治法第234条第1項に規定する方法により別途契約すべきところ、平成23年3月31日に原契約を変更し契約期間を1年間延長しているものがある。

- ・電子複写機保守及び消耗品供給契約
- ・一般廃棄物収集運搬及び処分業務委託契約
- ・産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託契約
- ・消防設備保守点検業務委託契約
- ・謄写輪転機賃貸借契約
- ・定時制課程学校給食調理業務委託

#### エ 酒田北高等学校

(ア) 契約事務が適切でないものがある。

(内容)

平成23年3月31日までを契約期間とした長期継続契約による業務委託等契約について、平成23年度に係る契約を地方自治法第234条第1項に規定する方法により別途契約すべきところ、平成23年3月31日に原契約を変更し契約期間を1年間延長しているものがある。

- ・電子複写機の使用に係る消耗品等供給契約
- ・一般廃棄物収集運搬処分業務委託契約
- ・産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約
- ・消防用設備保守契約
- ・浄化槽維持管理委託契約

オ 霞城学園高等学校

(ア) 執行管理体制が適切でないものがある。

(内容)

請求書を受理してから30日以内に支払いを行うべきところ、3か月を超えて支払いが遅延しているなど、内部牽制が的確に機能していないものがある。

- ・校舎清掃業務委託
- ・平成23年4～9月請求分 計 2,964,070円

カ 山形工業高等学校

(ア) 財産の管理が適切でないものがある。

(内容)

教育財産の目的外使用許可に係る申請等に対し、使用許可を行わないで使用させているものがある。

- ・屋内プール

キ 山辺高等学校

(ア) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

旅費の支給について、正当な理由もなく支払いを3か月を超えて遅延しているものが相当数ある。

- ・3か月超え 486件
- ・2か月超え 83件

ク 朝日少年自然の家

(ア) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

委託料及び一般需用費（修繕）について、請求書を受理した日から15日又は30日以内に支払うべきところ、3か月を超えているものがある。

- ・消防設備保守点検業務委託 113,030円  
 検査年月日 H23. 8. 1  
 請求日 H23. 8. 1  
 支払日 H24. 1. 6
- ・消防設備等修繕 75,600円  
 請求日 H23. 7. 28  
 支払日 H23. 12. 22

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

ア 予 算

(ア) 物品購入について、調達計画に基づいて適時の購入に努めるべきところ、年度末に相当数購入しているものがある。（荒砥高等学校、左沢高等学校）

イ 収 入

(ア) 収入の調定手続きについて、収入すべき事実が発生したときに直ちに行うべきところ、調定すべき日から1か月を超えて遅延しているものがある。（総合療育訓練センター）

(イ) 納入義務者に対する納入通知書の交付について、調定後速やかに行うべきところ、調定日から1か月を超えて遅延しているものがある。（衛生研究所、長井警察署）

ウ 支 出

(ア) 1品5万円以上の物品購入に係る支出科目の節区分について、備品購入費から支出すべきところ、一般

需用費から支出しているなど、節区分を誤って支出したものがある。(鶴岡南高等学校、鶴岡工業高等学校、やまなみ学園)

(イ) 委託料の支払いについて、請求書の提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に検査を完了した日から2か月を超えてしていないものがある。(総合療育訓練センター、上山高等養護学校)

(ウ) 旅費の支給について、正当な理由もなく旅行の最終日から2か月を超えて遅延しているものが相当数ある。(酒田北高等学校、酒田工業高等学校、新庄神室産業高等学校、加茂水産高等学校)

(エ) 期末手当及び勤勉手当等の諸手当について、支給額が適切でないものがある。(新庄養護学校、酒田西高等学校、左沢高等学校、山形北高等学校、山形工業高等学校)

エ 契 約

(ア) 支出予定金額が10万円を超える物品購入について、競争性を確保したうえで一括して発注すべきところ、見積書徴取の省略及び所属限りで支出できる1件10万円以下に分割して発注しているものがある。(水産試験場、総合療育訓練センター、鶴岡南高等学校)

(イ) 入札について、代理人をして入札する委任状の提出を受けているにもかかわらず、当該入札書に代理人の記名押印のないものがある。(朝日少年自然の家)

(ウ) 建設工事請負契約について、契約保証金を徴すべきところ、徴していないものがある。(消防学校、山形工業高等学校)

オ 債 権

(ア) 債権の督促について、納期限後20日以内に督促状を交付すべきところ、正当な理由もなく督促状を交付していないものがある。(最上学園、山形工業高等学校)

カ 財 産

(ア) 公有財産台帳について、行政財産の使用許可及び借受財産の借受期間を更新したにもかかわらず整備していないものがある。(山形空港事務所)

|             |            | 正   |       | 誤     |        |
|-------------|------------|-----|-------|-------|--------|
| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤     | 正      |
| 平成24. 3. 23 | 第2328号     | 329 | 下から12 | 自転車   | 自動車    |
| 同           | 同          | 357 | 21    | 住所び名称 | 住所及び名称 |